

# 下水道事業における調達方法に関する検討会

## 報 告 書

平成19年4月

国土交通省都市・地域整備局下水道部

社団法人 日本下水道協会

平成19年3月現在

## 下水道事業における調達方法に関する検討会

(敬称略)

委員長	千葉工業大学工学部建築都市環境学科教授	大迫 健一
委員	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授	小澤 一雅
〃	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構監事	渡辺 孝至
〃	国土交通省国土技術政策総合研究所下水道研究部下水道研究官	清水 俊昭
〃	茨城県土木部都市局下水道課長	渡辺 洋
〃	東京都下水道局計画調整部長	小川 健一
〃	三重県県土整備部下水道室長	中瀬 和人
〃	横浜市環境創造局総合企画部長	石川 智康
〃	大阪市都市環境局施設運営企画担当部長	福井 聡
〃	横須賀市上下水道局施設部長	金井 慎司
〃	日本下水道事業団事業統括部長	櫻井 克信
〃	財団法人下水道新技術推進機構企画部長	中里 卓治
特別委員	国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課長	栗原 秀人
〃	社団法人日本下水道協会理事兼技術部長	佐伯 謹吾

## 下水道事業における調達方法に関する検討会幹事会

(敬称略)

幹事長	東京都下水道局計画調整部技術管理担当課長	長井 陽一郎
幹事	国土交通省国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター 建設システム課主任研究官	杉森 伸子
〃	茨城県土木部都市局下水道課技佐兼課長補佐	栗原 一美
〃	三重県県土整備部下水道室下水道事業グループ副室長	幸阪 芳和
〃	横浜市環境創造局技術監理課担当課長	多田 明男
〃	大阪市都市環境局総務部技術管理担当課長	高崎 務
〃	横須賀市上下水道局業務部契約担当課長	田神 明
〃	日本下水道事業団事業統括部事業課長	押領司 重昭
〃	財団法人下水道新技術推進機構企画部事業課長	佐藤 幸二
特別幹事	国土交通省都市・地域整備局下水道部 下水道事業課企画専門官	植松 龍二
〃	国土交通省都市・地域整備局下水道部 下水道事業課課長補佐	津森 貴行
〃	社団法人日本下水道協会技術部参事兼技術第二課長	阿部 哲治

# 「下水道事業における調達方法に関する検討会報告書」

## 目 次

1. 調達の現状	
1-1 地方公共団体における調達の現状	1
1-2 下水道事業における調達の現状	6
1-3 直轄事業における調達の現状	11
2. 下水道事業における調達方法の概要と今後の方向性	
2-1 基本的な考え方	17
2-2 入札方式	20
2-2-1 一般競争入札方式（工事）	20
2-2-2 総合評価方式（工事）	23
2-2-3 プロポーザル方式（調査設計）	31
2-3 ダンピング防止対策	40
2-3-1 低入札価格調査制度	41
2-3-2 最低制限価格制度	48
2-3-3 施工監督の重点化（工事）	50
3. 地方公共団体への支援	
3-1 データベース等の活用	52
3-2 調達業務の支援	53
(参考資料)	
1. 入札契約適正化法義務付け事項の実施率別地方公共団体数の分布	57
2. 一般競争入札方式の事例	58
3. 総合評価方式の事例	63
4. プロポーザル方式の事例	80
5. ダンピング防止対策の事例	86
5-1 調査基準価格の設定例	86
5-2 失格基準の設定例	90
5-3 最低制限価格の設定例	93
6. 関連団体とのヒアリング	95

## はじめに

公共工事の品質確保については、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）が施行され、同年8月には同法に基づき「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が閣議決定された。国土交通省においては、本基本方針に基づき総合評価方式を実施する上での具体的な手続等を示した「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」を策定した。また、(社)日本下水道協会において、「下水道工事における品質確保促進に関する検討委員会」を設置し、下水道の特性をも考慮しつつ、下水道工事における総合評価方式の促進を図るため、平成18年3月に、「下水道工事における品質確保促進の手引き（案）」を策定したところである。

これらを踏まえ、一部の地方公共団体等においては下水道工事の発注において総合評価方式を採用し始めているが、未だ国土交通省直轄工事に比較すると件数は少なく、今後一層の拡大が望まれている。また、昨今、公共事業において、著しい低価格による入札の急増等による公共工事の品質低下等に関する懸念が顕著となるとともに、工事発注を巡る談合疑惑がとりざたされているところであり、より一層の入札及び契約手続の透明性、競争の公正性並びに品質の確保等は喫緊の課題となってきた。

このため、下水道事業におけるより一層の入札及び契約手続の透明性、競争の公正性並びに品質の確保を図るための施策について検討することを目的に、日本下水道協会において、「下水道事業における調達方法に関する検討会（以下、「検討会」と言う。）」を設置した。

本報告書は、検討会の成果として、国土交通省直轄工事及び下水道事業等の地方公共団体工事における現状をとりまとめると共に、下水道事業における調達方法の今後の方向性（一般競争入札方式、総合評価方式、プロポーザル方式、低入札価格調査制度、最低制限価格制度、施工監理の重点化）及び地方公共団体への支援についてとりまとめたものである。

また、本報告書に記載している競争参加条件、評価項目、調査基準価格、最低制限価格等の設定例は、あくまでも事例として記載しているものであり、個々の工事・調査の発注にあたっては、地域特性等に応じて適切に行われたい。

本報告書が、各地方公共団体において、下水道工事・調査の品質確保の促進に積極的に取り組む際に、参考となれば幸いである。

## 1. 調達の実況

### 1-1 地方公共団体における調達の実況

公共工事は、経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、発注者である国、地方公共団体並びに受注者がそれぞれの役割を果たし、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）に基づく措置並びに「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）に基づく措置等を適切に実施する必要がある。

すなわち、発注者は、公共工事の目的物である社会資本が確実に効用を発揮するよう公共工事の品質を確保すること、限られた財源を効率的に活用し適正な価格で公共工事を実施すること、受注者の選定等適正な手続により公共工事を実施することを責務として負っている。

しかしながら、各地方公共団体における調達に関する取り組みは必ずしも十分ではないため、総務省及び国土交通省から平成18年12月28日付けで、地方公共団体に対して措置を行うよう要請がなされた。主な内容は以下の通りである。

#### 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」<sup>※1-1</sup>

##### （1）今後特に措置を講ずる必要があると認められる事項

###### ① 一般競争入札の拡大

一般競争入札は、不良・不適格業者の参入のおそれがあるとともに、入札契約に係る事務量の増加等の問題もあり、これまで一定規模以上の工事を対象に導入が図られてきたところであるが、調達における不正行為の防止のために、透明性・客観性、競争性の観点から、また地方自治法上一般競争入札が原則であることより、できる限り速やかに一般競争入札の導入・適用範囲の拡大を図る。

###### ② 総合評価方式の拡充

価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札率を決定する総合評価方式の導入を図ることが求められていることから、その導入に向けて評価基準や実施要領の整備等円滑な実施に必要な措置を講じる。また、自ら発注関係事務を適切に行うことが困難であると認められるときは、外部機関の活用等を努める。なお、総合評価の実施にあたっては、インターネットの活用等を通じて評価結果の公表を徹底するほか、効率よく学識経験者等の第三者意見を反映させるための方策を講じる。

###### ③ 一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充の条件整備等

一般競争入札の拡大及び総合評価方式の拡充を進めるに当たっては、不良・不適格業者の参入、経営力に比べた過度な入札参加の増大等の課題、総合評価方式の拡充によって技術提案を審査する発注者の負担の増大に対応するため、市場機能を活用した入札ボンドの導入、適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）の設定等、必要な条件整備を

適切に講じる。ただし、競争参加条件の設定にあたっては、過度に競争性を低下させることのないように留意するとともに、設定理由の公表に努める等、適正な運用を図る。更に、工事成績評定の要領の策定、工事成績評定、資格審査のための業務執行体制の充実にも努める。

④ 談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底：略

⑤ ダンピング受注の防止の徹底

いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねないことに加え、公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排除を徹底する。また、低入札した者と契約する場合には、様々な対策により、工事の確実な履行を図る。

⑥ 予定価格等の適切な公表の徹底

予定価格の公表については、事前公表を行うことも可能であるが、入札前に予定価格を公表すると、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行なわれる可能性があること等を踏まえ、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、弊害が生じることがないように措置を講ずる。

また、最低制限価格及び最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表についても、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増大させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されることから、実施の適否について十分検討した上で、弊害が生じることがないように措置を講ずる。

## (2) 引き続き実施を推進することが必要であると認められる事項

① 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

入札手続きにおける透明性及び公平性を確保するため、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点等の公表、指名競争入札における指名基準の策定・公表を図る。なお、公表の際はインターネットの活用を積極的に図る。

入札監視委員会等の第三者機関が設置されていない地方公共団体においては、早急に設置する。なお、市区町村については、複数の地方公共団体による第三者機関の共同設置、既存組織の活用等により入札及び契約の透明性の確保と不正行為の排除の積極的に努める。

非指名理由の公表を推進するとともに、入札及び契約の過程に係る苦情に対する処理方法の策定及び公表等、苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備する。

② 入札時における工事費内訳書の提出等の促進

入札時における工事費内訳書の提出は、不正な入札の防止に特に有効であるため、早急を実施する。

③ 指名停止措置等の適正な運用の徹底

指名停止措置は、入札及び契約に係る不正行為の排除を図る観点から適切に運用されるべきであり、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、あらかじめ指定停止基準を策

定し公表するとともに、必要に応じ、基準の見直しを行い、その適切な運用に努める。

#### ④ 適正な施工の確保

適正な施工体制の確保のためには、受注者に提出が義務づけられている施工体制台帳の提出により現場の施工体制を把握し、適切に点検を行うことが重要である。また、施工能力の乏しい不良・不適格業者の排除の徹底を図るため、工事の監督・検査の強化を図ることとし、施工体制把握のための要領、工事の監督・検査基準等の策定及び公表を推進する。発注者支援データベースを積極的に活用し、入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、配置予定の監理技術者の工事現場への専任を的確に認識し、不良・不適格業者の排除を図ると共に、適正な施工体制の確保に努める。

#### ⑤ 電子入札の導入

事務の簡素化、費用の軽減が図られるとともに、あわせて入札参加を容易し競争性の一層の向上に資するものであるから、可能な限り速やかに電子入札の導入に努める。

### (参考 1 : 全国知事会の提言)

平成17年度から平成18年度にかけて、公共工事をめぐる入札談合事件の摘発が相次ぎ、知事が関与したとされる官製談合事件も立て続けに明らかとなった。

全国知事会は、これら一連の事件を地方全体の極めて深刻な問題と受け止め、公共工事をはじめ公共調達に係るシステム全般を見直し、入札談合、とりわけ官製談合の根絶に向けて断固たる取組を進めることとした。

そのための検討組織として、平成18年11月24日の全国知事会議において急きょプロジェクトチームが設置され、官製談合の防止策と入札制度改革を中心に検討を行った。そこでの議論は、平成18年12月18日に「都道府県の公共調達改革に関する指針(緊急報告)」<sup>\*1-2</sup>として取りまとめられた。

(緊急報告)では、今後、この指針に基づき、官製談合防止のための意識改革を図るとともに、制度全般にわたる抜本的改革に全力を挙げて取り組まなければならないとしている。各都道府県においては、この指針に記載された数値を含む具体的な目標に向けて、段階的に行う場合でも、具体的な工程表を作成・公表の上、その実現に向けて改革を進め、その実施状況について毎年公表することとされている。

そして、そのような取組によって、住民の理解を求めていく必要があること、また、市町村に対しても、同様の入札制度改革を行うよう訴えていくことを述べている。

この(緊急報告)のうち、入札制度改革について以下に概要を述べる。

#### 1. 一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止

できるだけ早く指名競争入札を廃止することとし、当面、1千万円以上の工事については、原則として一般競争入札によることとする。

また、不良不適格業者の排除、品質の確保、事務量の軽減等の課題に対しては、入札参加条件の適切な設定、低入札価格調査制度の厳格な運用、最低制限価格制度の活用、入札ボン

ドの導入、入札参加資格事後審査方式の導入等により解決を図っていく。

## 2. 総合評価方式の拡充

価格だけでなく技術力も評価して落札者を決定することにより、談合防止にも効果があるといわれている総合評価方式の拡充を図るべきである。

総合評価方式については、審査の恣意性を排除して客観性を確保するため、学識経験者からの意見聴取が義務付けられているが、総合評価方式の拡充に当たっては、審査手続の簡略化が課題である。

## 3. 地域産業の育成と公正な競争の確保

競争性を高めるための一般競争入札の導入によって、地元中小企業の受注が難しくなる面がある。一方、官公需法などによる中小企業の受注機会確保の要請もある。また、地元中小企業は当該地域で災害が発生した場合の緊急出動等の地域貢献に果たす役割も大きい。このため、地域産業の育成にも配慮しつつ、競争性の確保を図る必要がある。

一般競争入札の参加条件として地域要件を設定するに当たっては、地域の事業者数を考慮しつつ、公正な競争が確保できるよう、応札可能者は20～30者以上を原則とする。なお、このような地域要件については、応札可能者がさらに増加するよう、一層の緩和を図る必要がある。

この他、電子入札の拡大、入札の透明性を高めるための情報公開の推進、談合等の不正行為を行った場合のペナルティの強化などを挙げている。

### (参考2：総務省報告書)

地方公共団体の入札契約の一層の適正化を促進する観点から、地方公共団体における取組を支援する方策について、協議、意見交換するため、「地方公共団体の入札契約適正化連絡会議」を開催し、喫緊に取り組むべき方策についての議論の結果を「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策について」<sup>\*1-3</sup>として、平成19年2月に取りまとめた。概要は以下の通り。

#### 1. 一般競争入札の導入・拡大について

##### (1) 一般競争入札の対象の拡大について

- ・すべての地方公共団体において、一般競争入札を導入する。
- ・都道府県及び指定都市においては、1千万円以上の契約については、原則として一般競争入札によるものとして、その実施に向けて、早急に取り組む。
- ・直ちに一般競争入札を導入することが困難な市町村においても、当面1年以内に取り組方針を定め、一般競争入札導入に必要な条件整備を行い、速やかに実施する。

##### (2) 一般競争入札の参加資格等について

- ・地域要件の設定に当たっては、当該地方公共団体における潜在的な競争参加者数の状況を踏まえつつ、競争性が十分に確保されるよう適切に設定する。



### (3) 技術職員の技術能力の向上について

- ・各種検査や施工監理などを通じて公共工事の品質確保に資する観点からも、実際の設計業務・現場での工事監理業務に携わる機会の確保に努めることや、マニュアル等の作成、専門研修の実施など技術職員の技術能力の研鑽、向上に取り組む。

### (4) 電子入札について

- ・できる限り速やかに導入する。なお、小規模市町村においては、他の地方公共団体との共同運用などにより、速やかに導入するものとする。

- ・電子入札システム導入までの間においても、郵便入札の活用を図るなど、不正行為の防止に資す措置を講ずる。

### (5) 不良不適格業者の排除について

- ・質の高い競争環境を整備するため、入札ボンドの導入を進める。
- ・建設業法違反企業や暴力団関係企業等の不良不適格業者については、建設業許可行政庁や都道府県警察本部との連絡協議体制を確立し、相互の連携によりその排除の徹底を図る。

## 2. 総合評価方式の導入・拡充について

- ・客観性を確保しつつ、学識経験者の意見聴取手続を簡素化することなどについて検討する。
- ・体制が脆弱な地方公共団体であっても導入が容易な、施工実績・工事成績や地域貢献の実績評価を重視した簡易型総合評価方式の導入・拡大に努める。

## 3. 談合等不正行為を行った者に対するペナルティ強化について

- ・地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する一般競争入札に参加させないことができる期限の上限「2年間」を「3年間」に引き延ばすことを検討する。

## 4. 体制が脆弱な地方公共団体に対する支援方策について

- ・市町村における専門技術者の養成に資するため、担当職員に対する研修の充実を検討する。
- ・国、都道府県において、総合評価方式の実施、近隣市町村間における地域要件設定に当たっての連携・強調、電子入札システムの共同運用、第三者機関の共同設置等において、市町村の取組みが円滑に進むよう協力するとともに、人的・技術的支援を積極的に行う。

## 1-2 下水道事業における調達の実況

### (1) 入札方式

一般競争入札及び総合評価方式の導入状況については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査の結果について」<sup>※1-4</sup>によると表 1-1～1-3 に示すように、国に比較して地方公共団体が遅れており、特にその傾向は一般市町村において顕著である。下水道事業の取り組みについて、総合評価方式を採用した発注工事件数は表 1-4 の通りであり、例えば、都道府県においては全て本格導入あるいは試行導入をしているにもかかわらず、下水道事業としては実施している都道府県は 16 県である等、他の公共工事に比較しても遅れている。

これらの取り組みが進んでいない理由について、一部地方公共団体の下水道担当部局に対し調査したところ、発注体制が未整備、事務量の増加、地元業者育成を行う上で弊害、ノウハウの不足等の回答があった。このため、公共工事の入札及び契約の適正化並びに品質確保について、地方公共団体の取り組みを今後より一層促進するためには、「各種発注方式に対する地方公共団体の認識不足」「多様な入札方式に対する地方公共団体の組織体制の不備」「地元業者育成問題との関連」等が課題となっている。

また、総合評価方式の推進について、下水道関連団体からヒアリングした結果、主な意見は、「評価項目及び評価基準の統一及び適正に評価できるシステムの構築」、「加算方式の採用」、「技術評価の割合を高く設定」であった。

表 1-1 一般競争入札の導入について<sup>※1-4</sup>より抜粋

		本格導入	試行導入	未導入
		H18.4.1	H18.4.1	H18.4.1
国		18	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等		129	2	0
		98.5%	1.5%	0.0%
地方公共団体	都道府県	47	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	15	0	0
		100.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	611	245	972
小計	673	245	972	
		35.6%	13.0%	51.4%
計		820	247	972
		40.2%	12.1%	47.7%

表 1-2 総合評価方式の導入について (H18. 4. 1) ※1-4 より抜粋

		本格導入	試行導入	年度内 本格導入	年度内 試行導入	未導入 (導入予定なし)
		H18. 4. 1	H18. 4. 1	H18. 4. 1	H18. 4. 1	H18. 4. 1
国		5	1	1	6	5
		27.8%	5.6%	5.6%	33.3%	27.8%
特殊法人等		45	12	25	26	23
		34.4%	9.2%	19.1%	19.8%	17.6%
地方公共団体	都道府県	5	28	1	13	0
		10.6%	59.6%	2.1%	27.7%	0.0%
	指定都市	1	0	1	8	5
		6.7%	0.0%	6.7%	53.3%	33.3%
	市区町村	5	8	3	20	1792
0.3%		0.4%	0.2%	1.1%	98.0%	
小計	11	36	5	41	1797	
	0.6%	1.9%	0.3%	2.2%	95.1%	
計		61	49	31	73	1825
		3.0%	2.4%	1.5%	3.6%	89.5%

表 1-3 総合評価方式の種類について (複数回答可) ※1-4 より抜粋

		高度技術 提案型	標準型	簡易型
		H18. 4. 1	H18. 4. 1	H18. 4. 1
国		6	6	4
		85.7%	85.7%	57.1%
特殊法人等		27	58	63
		36.5%	78.4%	85.1%
地方公共団体	都道府県	7	24	30
		21.2%	72.7%	90.9%
	指定都市	1	1	0
		100.0%	100.0%	0.0%
	市区町村	7	5	4
53.8%		38.5%	30.8%	
小計	15	30	34	
	31.3%	62.5%	70.8%	
計		48	94	101
		37.2%	72.9%	78.3%

※総合評価方式を導入していない発注機関を除く。

表 1-4 下水道工事における総合評価方式の取組状況（工事件数） 平成 18 年 4 月～12 月

都道府県	市町名	工事種別				総合評価方式の種別			
		管きよ 工事件数	処理場 工事件数	ポンプ場 工事件数	計	高度技術 提案型	標準型	簡易型	計
北海道	札幌市	1			1			1	1
青森県		1			1			1	1
宮城県		2	7	2	11			11	11
秋田県		4	4		8			8	8
茨城県		1	1		2			2	2
群馬県			1		1			1	1
埼玉県		2	5	3	10			10	10
千葉県※1	柏市	2			2			2	2
神奈川県	横浜市	1	2	1	4			4	4
新潟県		1			1			1	1
石川県		1			1			1	1
石川県	小松市	2	1	1	4			4	4
福井県※2	福井市	1			1		1		1
長野県		1			1			1	1
静岡県		1			1			1	1
静岡県※2			1		1		1		1
愛知県			2		2		1	1	2
愛知県	豊田市	1			1			1	1
三重県		5	4	1	10		1	9	10
大阪府		1			1		1		1
広島県		1			1		1		1
広島県	広島市			1	1		1		1
徳島県		3			3		1	2	3
徳島県	鳴門市	1			1			1	1
香川県		2			2			2	2
長崎県※2	松浦市		1		1		1		1
熊本県※2			3		3		3		3
合計		35	32	9	76		12	64	76

※1・・・関東地方整備局委託案件

※2・・・日本下水道事業団委託案件

## (2) ダンピング防止対策

公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものである。このことから、国土交通省では、これまでも様々な対策を講じている。下水道事業（補助対象事業）においては、平成18年1月～12月の下水道工事及び設計・調査の落札率は、それぞれ86%、82%であり、平成17年度の92%、89%に比較すると、6%、7%低下している。平成18年の工事では、特に、工事規模が大きくなるに従って、落札率も低下しており、予定価格が0.6億円未満では92%であるが、7.2億円以上では77%となっている。また、工種別に比較すると、管路における88%と処理場・ポンプ場（機械設備）80%では8%の差がある。

また、ダンピング防止対策について、下水道関連団体からヒアリングした結果、主な意見は、「最低制限価格及び予定価格の事前非公表」、「低入札価格調査制度を活用し、最低制限価格は不採用」、「低入札価格調査制度と最低制限価格の併用」、「低入札価格調査制度の厳格な適用（失格基準の設定）」であった。

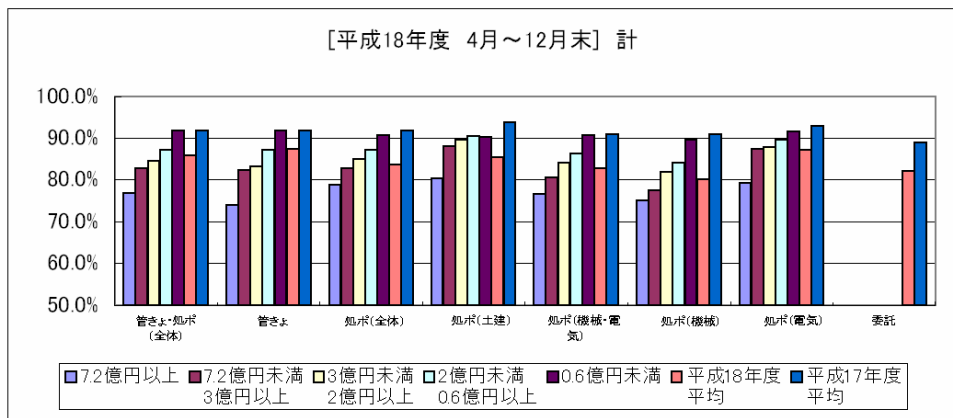
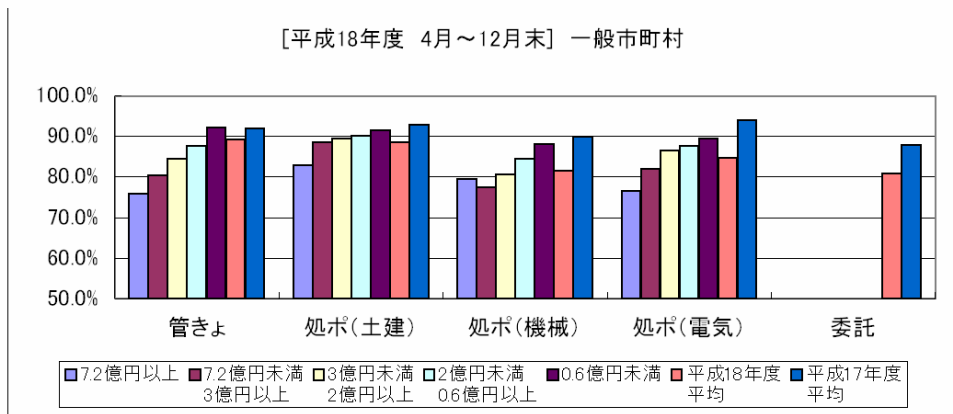
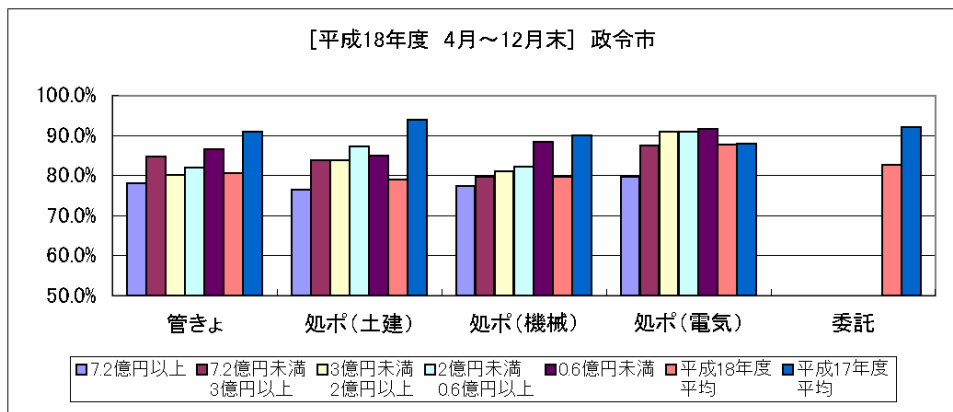
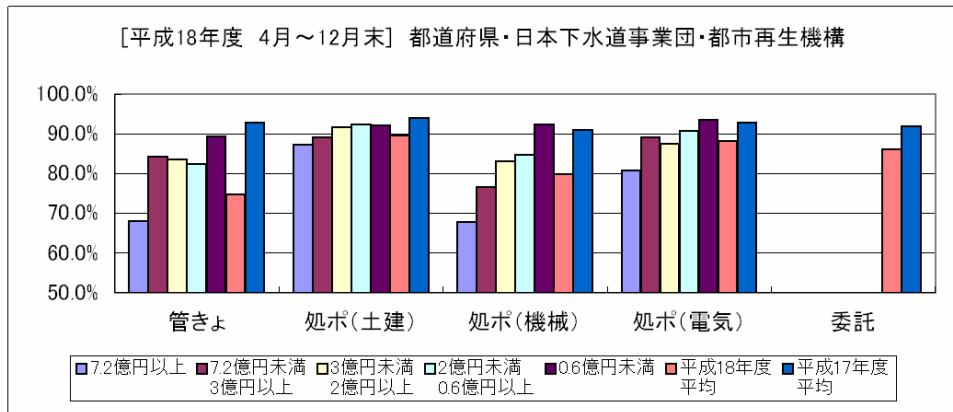


図 1-1 下水道工事及び設計・調査の落札率

### 1-3 直轄事業における調達現状<sup>※1-5~1-16</sup>

公共事業の執行にあたっては、入札・契約手続における一層の透明性及び競争性の確保および、公共工事の品質確保の促進等を図る必要がある。

国土交通省では、これまでも累次にわたり対策を講じてきたが、平成17年度から平成18年度にかけても低価格による入札案件が高水準で推移しており、さらに大規模工事において低入札価格調査制度調査対象工事の増加傾向が見受けられた。

このため、平成18年4月には、工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心とする対策を、平成18年12月には入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとした。更には、平成19年3月には、水門設備工事に係る談合事案への対応として当面の入札談合防止対策を取りまとめた。

これら国土交通省における主な取り組みについて平成18年度を中心に述べる。

#### (1) 一般競争入札方式について

##### ① 一般競争入札方式の拡大等

平成18年度国土交通省直轄事業の執行について、入札・契約手続における一層の客観性、透明性及び競争性の確保を図る観点から、以下の取り組みを実施する。

- 平成18年度中に一般競争入札方式を予定価格2億円以上の工事まで拡大する。
- 予定価格2億円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除、事務量等に留意しつつ、一般競争入札方式を積極的に試行する。一般競争入札方式によらないときは、「工事希望型競争入札方式」によることを原則とする。
- 通常指名競争入札は、災害等の緊急時を除き、原則廃止する。

さらに、平成19年度以降について、災害復旧工事や小規模な工事を除き、一般競争方式へ段階的に移行するとともに、あわせて総合評価方式の拡充や入札ボンドの導入など不良不適格業者の排除等を図るための条件整備を行うこととしている。

なお、水門設備工事については、平成19年度当初から原則すべての工事について一般競争方式へ移行する。

一般競争方式への移行の考え方(案)は以下のとおり。

- ・平成19年度中に1億円以上まで拡大(これ未満のものも積極的に試行)
- ・平成20年度中に6000万円以上まで拡大(これ未満のものも積極的に試行)

##### ② 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

一般競争入札の参加資格の一つとして、参加企業及び配置予定技術者に、元請として過去に同種工事を施工した実績があることを求めている。現在、同種工事の経験として認める対象期間は、少なくとも10年とされているため、施工実績要件を満たすためには、無理な低価格で入札してでも「実績づくり」をせざるを得ないとの指摘がある。

そこで、「同種工事の施工実績」として、当面、最大で過去 15 年以内の施工実績まで対象とすることができるよう要件を緩和することとした。

※ 平成 18 年 12 月上旬以降に入札手続（公告）を開始するものから適用

## （２）総合評価方式について

落札者の決定に際しては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価する総合評価方式を積極的に活用することとしており、対象の拡大を図るとともに、評価方法や手続きについての検討・試行を行っている。

### ① 総合評価方式の拡充

平成 18 年度においては、簡易型総合評価方式の活用等を図りつつ、全工事発注件数の 5 割相当以上（全工事発注金額の 8 割相当以上）において総合評価方式を実施する。

### ② 高度技術提案型総合評価方式の手続について

難易度が高い工事に適用する高度技術提案型総合評価方式について、発注者が高度技術提案型を適用する際に留意すべき事項についてとりまとめるとともに、今後、総合評価方式の活用促進を図る上で引き続き検討を進めるべき課題について整理した。

### ③ 施工体制の確認を行う方式の試行実施

発注者が示した施工内容を実現できる確実さの程度には、施工体制の水準や、入札価格の水準により差異があるが、現在の総合評価制度の運用においては、技術評価点の配点・付与において考慮されていない。

また、発注者が求める最低限の施工内容を実現できる場合に付与される標準点が 100 点であるのに対し、技術提案の内容に応じて付与される技術提案加算点の上限は 50 点であり、入札参加者の技術力を必ずしも十分に評価できていない。

そこで、技術評価点に「施工体制評価点」30 点を新たに追加し、発注者が求める施工内容をより確実に実現できるかどうかを評価することとする。

また、10～50 点の範囲で付与している技術提案加算点を、10～70 点の範囲で付与することとする（簡易型総合評価方式では、10～30 点を 10～50 点とする）。

なお、新技術・新工法等によるコスト縮減の技術提案については、施工体制評価点の審査・評価において考慮する。

## （３）著しい低価格による受注への対応（工事の施工段階における対応）

国土交通省では、発注機関（各地方整備局）が定めた基準価格（工事ごとに予定価格の 2/3～8.5/10 の範囲内で設定）を下回る入札があった場合に、その者によって契約の内容に適合した履行がされるかどうかの「調査」（いわゆる低入札価格調査制度）を行い、履行がなされると判断された場合は落札者となるが、適正な施工の確保を徹底するため、主に大規模工事



を中心として、低入札価格調査制度調査対象工事に対して以下の対策を実施する。

① 低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査の対象拡大及び調査結果のホームページにおける公表

② 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等

一般競争入札における低入札価格調査制度調査対象工事を中心に、下請業者も含め緊急立入調査を実施し、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等の措置を講じるほか、必要に応じて関係機関への通報を行う。

③ 工事コスト調査の内訳の公表

国土交通省直轄工事の低入札価格調査制度調査対象工事において、工事施工後に行う工事コスト調査の内訳及び上記低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査における資料等との整合性などについての分析結果を公表する。

④ 発注者の監督・検査等の強化

予定価格2億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事について、モニターカメラを工事現場に設置し、監督業務において補助的に活用することにより、工事全体の施工状況を把握することとする。また、発注者の指定する不可視部分の出来高管理を、受注者がビデオ撮影により行い、検査時等において発注者に提出することを契約上義務付ける。

⑤ 受注者側技術者の増員の対象拡大

低入札価格調査制度調査対象工事について以下に該当する場合に、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置を求めるものとしてきたところであるが、予定価格2億円以上の工事の場合には、下のア.については、「70点未満の工事成績評定を通知された企業」を要件とし、対象を拡大することとする。

- 国土交通省直轄工事のうち、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合において、当該業者が当該地方整備局管内で過去2年以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当する場合。

ア. 65点未満の工事成績評定を通知された企業

イ. 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。

(以下省略)

⑥ 指名停止措置の強化

低入札価格調査制度調査対象工事において、粗雑工事が生じた場合は、指名停止期間につき最低限3ヵ月とする。

#### (4) 低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行実施（契約前の対応）

国土交通省では、基準価格を下回る入札があった場合に低入札価格調査を行っているが、「履行がされないおそれがある」場合がどのような場合か明確になっていないため、会計法

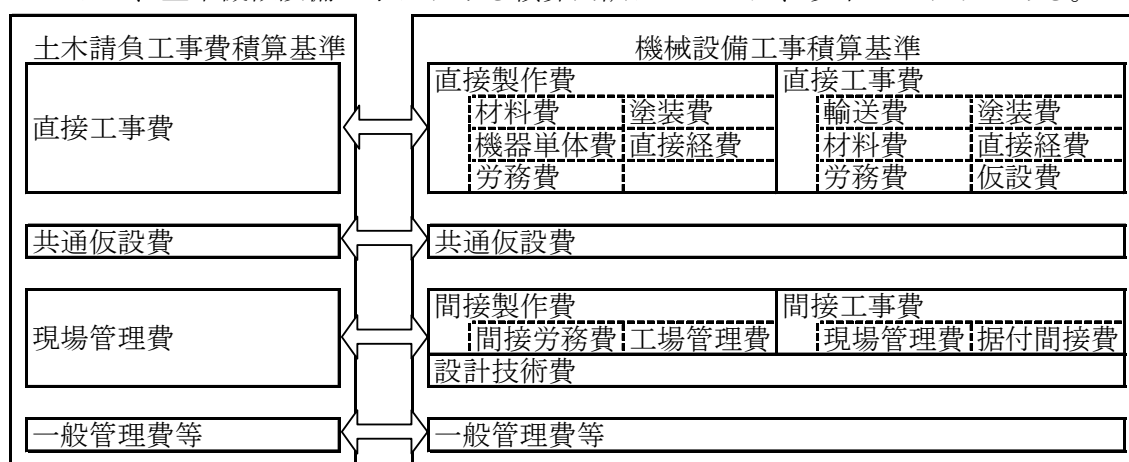
令に基づく現行制度を的確に運用されていない状況にある。

そこで、原則として予定価格2億円以上の工事で、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合\*を下回る入札をした者を対象について、特に重点的な調査（特別重点調査）を実施することとした。

また、「履行がされないおそれがある」と認められる場合をあらかじめ具体化し、低入札価格調査制度の的確な運用を図ることとした。

\* 直接工事費で75%、共通仮設費で70%、現場管理費で60%若しくは一般管理費で30%。  
ただし、新技術・新工法等によるコスト縮減により一定割合を下回る場合は、適用対象外。

また、土木機械設備工事における積算内訳については、以下のとおりである。



※ 原則、平成19年1月1日以降の入札に係るものから適用

図1-2 土木機械設備工事における積算内訳

### (5) 「入札ボンド」の導入拡大

国土交通省直轄工事においては、平成18年10月より「入札ボンド」の提出を義務づける取扱を試行的に開始しているが、その対象は、予定価格が7.2億円以上の工事に限られている。

下請業者への不当なしわ寄せや手抜き工事につながりかねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じて的確に排除されるという効果が一層発揮されるためには、多くの発注機関が多くの対象工事で「入札ボンド」の導入を進め、引受機関による与信管理が有効に機能するようにしていく必要がある。

そこで、「入札ボンド」について、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図ることとした。具体的には、宮城県が「入札ボンド」を試行導入するのにあわせ、東北地方整備局発注の宮城県内工事については、予定価格2億円以上のものまで試行対象を拡大する。

※ 平成18年12月上旬以降に入札手続（公告）を開始するものから適用

## (6) 予定価格の的確な見直し

急激な平均落札率の低下を踏まえ、最新の取引実例の積算基準への速やかな反映が求められている。

そこで、最近の入札価格の動向を踏まえ、施工形態の合理化による影響を把握するため、特別に実態調査を実施するとともに、その結果を迅速かつ的確に予定価格（積算基準）に反映させることとした。

※ 平成 18 年度中に実態調査に着手し、その結果を踏まえて積算基準に反映。

## (7) 公正取引委員会との連携強化

国土交通省が発注機関として入手する低価格入札案件情報（入札結果情報、特別重点調査により赤字受注のおそれありとされた結果等）や建設業許可部局が実施する立入調査の結果等について、必要に応じ公正取引委員会に対し通報等を実施する。

## (8) 談合防止

### ① 入札契約の過程に対する監視の強化

以下のような入札結果の事後的・統計的分析を実施する。

- ・ 工事種別毎の 1 位不動の状況の監視

1 回目の入札の最低入札金額者が、そのまま 2 回目以降の再度入札における最低入札金額者となる状況が続いていないかを監視する。

- ・ 低入札の状況の監視

低入札価格調査対象工事等の入札参加者の入札状況について、特定の者が参入した際にその者を落札させないような動きがなかったかどうかを監視する。

### ② ペナルティの強化

#### 1. 大規模・組織的な談合等に対する指名停止措置の強化

大規模・組織的な談合であって刑事告発等がなれさたものについては、厳格な指名停止措置を講じることとし、特に悪質性が際立っている場合には、最長 24 ヶ月間の指名停止措置（一般競争入札においては競争参加資格が認められない。）を講じる。

#### 2. 違約金特約条項の強化等

上記1.と同様に悪質性が際だっている企業に対しては、現行の 10%の違約金特約条項に上乘せして 5%の違約金（合計 15%）を徴収する。

## (9) 多様な発注方式の採用

機械・設備工事の中には、専門性が高く設計業者よりメーカーに総合的ノウハウが蓄積されている場合があること、受注可能な事業者が限られていること、設計と施工がより密接に

関連していることなどの特殊性を有するものがある。

このため、より競争性・透明性を高める観点から、上記の特殊性を有する工事の態様等に応じて、詳細設計付き施工発注方式、設計施工一括発注（デザインビルド）方式、本体・設備一括発注方式など、多様な発注方式を導入する。また、必要に応じ、技術や法令に関する支援等を行うため、CM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用を図る。

#### 参考文献

番号	文書名	URL
※1-1	公共工事の入札及び契約の適正化の推進について	<a href="http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/tihou_youseiH18.pdf">http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/tihou_youseiH18.pdf</a>
※1-2	都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）（案）	<a href="http://www.nga.gr.jp/upload/pdf/2007_1_x17.pdf">http://www.nga.gr.jp/upload/pdf/2007_1_x17.pdf</a>
※1-3	地方公共団体における入札契約適正化・支援方針について	<a href="http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070223_6.html">www.soumu.go.jp/s-news/2007/070223_6.html</a>
※1-4	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査の結果について	<a href="http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/011228/02.pdf">http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/011228/02.pdf</a>
※1-5	平成18年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について	<a href="http://www.mlit.go.jp/shotatsu/tutatsu/index02.html">http://www.mlit.go.jp/shotatsu/tutatsu/index02.html</a>
※1-6	緊急公共工事品質確保対策について	<a href="http://www.mlit.go.jp/shotatsu/tutatsu/index04.html">http://www.mlit.go.jp/shotatsu/tutatsu/index04.html</a>
※1-7	一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和について	
※1-8	高度技術提案型総合評価方式の手続について（通知）	
※1-9	施工体制確認型総合評価落札方式の試行について	
※1-10	入札保証金の取扱いに関する試行について	
※1-11	入札談合の再発防止対策について（報道発表資料）	<a href="http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010729_3_.html">http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/01/010729_3_.html</a>
※1-12	低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について	<a href="http://www.mlit.go.jp/shotatsu/tutatsu/index04.html">http://www.mlit.go.jp/shotatsu/tutatsu/index04.html</a>
※1-13	低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行における土木機械設備工事の運用について（建設施工企画課事務連絡）	—
※1-14	いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について	<a href="http://www.mlit.go.jp/shotatsu/tutatsu/index04.html">http://www.mlit.go.jp/shotatsu/tutatsu/index04.html</a>
※1-15	当面の入札談合防止対策について	<a href="http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/00/000308_3_.html">http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/00/000308_3_.html</a>
※1-16	緊急公共工事品質確保対策について」（報道発表資料）	<a href="http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/00/001208_.html">http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/00/001208_.html</a>

## 2. 下水道事業における調達方法の概要と今後の方向性

### 2-1 基本的な考え方

下水道施設は、国民の安全・安心を確保するとともに、環境を保全する社会基盤であり、その品質確保は極めて重要である。また、下水道施設は、土木・建築のみならず機械・電気設備一体となり、整備後、長期間において使用されるものであり、供用期間中にその品質が確保されていないと、地下構造物が多いことから陥没事故が発生したり、汚水の流出による都市の衛生環境の悪化、下流の水質に大きな影響を与える危険性もある。したがって、下水道施設の整備においては、長期間、品質が確保されるよう調査・設計及び工事が実施されなければならない。

平成17年度末現在で、全国で1,496市町村が下水道事業に着手しており、必ずしも規模の大きな地方公共団体のみならず、技術者の少ない小規模市町村においても実施している。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査及び公共工事の品質確保の促進に関する施策の実施状況調査の結果について」<sup>\*1-4</sup>によると表2-1～2-4に示すように、一般市区町村においては、工事の品質確保に欠かせない工事監督基準は約5割が、工事検査基準は約4割が、工事成績評定要領は約4割が未整備であり、工事成績評定も約4割が未実施の状況である。工事の品質を確保しつつ、企業の実績等が受注者選定に適切に反映されるべく、まずは、上記状況を改善する必要がある。

これらも勘案しつつ、各地方公共団体において、公共団体の執行体制等も踏まえて、一般競争入札方式の拡大、総合評価方式の拡充、ダンピング受注の防止の徹底等が求められている。また、公共工事の品質確保を図るためには、公共工事に関する調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、発注者は、調査・設計の内容に照らして、適正価格による高品質な成果品を得るため、プロポーザル方式の活用を図ることも重要である。

なお、工事の品質確保を図るために、工事の発注にあたって、工事発注者（地方公共団体）、工事受注者、設計コンサルタントによる工事施工調整会議（通称）の開催の義務づけ等を行うことも有益である。工事施工調整会議とは、発注者・受注者・設計コンサルタントの三者による設計意図の伝達、設計図書と現場との整合性の確認等を行い、工事の円滑な実施や品質の向上及び三者の責任区分の明確化を図ることを目的に、直轄工事等で試行が行われているものである。

表 2-1 工事の監督基準の公表について

		公表済み		未公表		未策定	
		H17. 10. 1	H18. 4. 1	H17. 10. 1	H18. 4. 1	H17. 10. 1	H18. 4. 1
国		9	11	3	2	6	5
		50.0%	61.1%	16.7%	11.1%	33.3%	27.8%
特殊法人等		102	110	15	10	16	11
		76.7%	84.0%	11.3%	7.6%	12.0%	8.4%
地方公共団体	都道府県	39	42	8	5	0	0
		83.0%	89.4%	17.0%	10.6%	0.0%	0.0%
	指定都市	11	12	3	3	0	0
		78.6%	80.0%	21.4%	20.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	641	592	510	339	1074	897
		28.8%	32.4%	22.9%	18.5%	48.3%	49.1%
	小計	691	646	521	347	1074	897
		30.2%	34.2%	22.8%	18.4%	47.0%	47.5%
計	802	767	539	359	1096	913	
	32.9%	37.6%	22.1%	17.6%	45.0%	44.8%	

表 2-2 工事の検査基準の公表について

		公表済み		未公表		未策定	
		H17. 10. 1	H18. 4. 1	H17. 10. 1	H18. 4. 1	H17. 10. 1	H18. 4. 1
国		9	11	3	2	6	5
		50.0%	61.1%	16.7%	11.1%	33.3%	27.8%
特殊法人等		101	109	16	11	16	11
		75.9%	83.2%	12.0%	8.4%	12.0%	8.4%
地方公共団体	都道府県	42	44	5	3	0	0
		89.4%	93.6%	10.6%	6.4%	0.0%	0.0%
	指定都市	11	13	3	2	0	0
		78.6%	86.7%	21.4%	13.3%	0.0%	0.0%
	市区町村	680	677	646	438	899	713
		30.6%	37.0%	29.0%	24.0%	40.4%	39.0%
	小計	733	734	654	443	899	713
		32.1%	38.8%	28.6%	23.4%	39.3%	37.7%
計	843	854	673	456	921	729	
	34.6%	41.9%	27.6%	22.4%	37.8%	35.8%	

表 2-3 工事成績評定要領の公表について

		公表済み		未公表		未策定	
		H17. 10. 1	H18. 4. 1	H17. 10. 1	H18. 4. 1	H17. 10. 1	H18. 4. 1
国		7	8	3	2	8	8
		38.9%	44.4%	16.7%	11.1%	44.4%	44.4%
特殊法人等		112	111	9	8	12	12
		84.2%	84.7%	6.8%	6.1%	9.0%	9.2%
地方公共団体	都道府県	46	46	1	1	0	0
		97.9%	97.9%	2.1%	2.1%	0.0%	0.0%
	指定都市	14	15	0	0	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	547	574	682	450	996	804
		24.6%	31.4%	30.7%	24.6%	44.8%	44.0%
	小計	607	635	683	451	996	804
		26.6%	33.6%	29.9%	23.9%	43.6%	42.5%
計	726	754	695	461	1016	824	
	29.8%	37.0%	28.5%	22.6%	41.7%	40.4%	

表 2-4 工事の成績評定の実施について

		実施		未実施	
		H17. 10. 1	H18. 4. 1	H17. 10. 1	H18. 4. 1
国		10	10	8	8
		55.6%	55.6%	44.4%	44.4%
特殊法人等		123	121	10	10
		92.5%	92.4%	7.5%	7.6%
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	14	15	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	1350	1187	875	641
60.7%		64.9%	39.3%	35.1%	
小計	1411	1249	875	641	
	61.7%	66.1%	38.3%	33.9%	
計		1544	1380	893	659
		63.4%	67.7%	36.6%	32.3%

表 2-5 調査及び設計について成績評定の  
実施について

		実施		未実施	
		H17. 10. 1	H18. 4. 1	H17. 10. 1	H18. 4. 1
国		6	8	12	10
		33.3%	44.4%	66.7%	55.6%
特殊法人等		80	66	53	65
		60.2%	50.4%	39.8%	49.6%
地方公共団体	都道府県	29	34	18	13
		61.7%	72.3%	38.3%	27.7%
	指定都市	10	10	4	5
		71.4%	66.7%	28.6%	33.3%
	市区町村	333	283	1892	1545
15.0%		15.5%	85.0%	84.5%	
小計	372	327	1914	1563	
	16.3%	17.3%	83.7%	82.7%	
計		458	401	1979	1638
		18.8%	19.7%	81.2%	80.3%

## 2-2 入札方式

### 2-2-1 一般競争入札方式（工事）

#### （1）概要

一般競争入札方式とは、発注者が入札公告に示した競争参加資格を満たす者は、自らの意思で入札に参加でき、希望者すべてを競争に参加させ、最も低価格の入札者を落札者とする契約方式である。一般競争入札方式は、①手続きの客観性が高く、発注者の裁量の余地が少ないこと、②手続きの透明性が高く、第三者による監視が容易であること、③入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者数が多く、競争性が高いこと等の利点を有し、公共工事の入札及び契約に関し不正が起きにくい入札方法とされている。

#### （2）現状と課題

地方公共団体においては、公共工事の入札及び契約の適正化を図る措置を実施することが求められているが、一部の地方公共団体においては、未だ措置されていない（表 1-1 参照）。さらに、昨今の入札談合事件が相次いで発生している状況に鑑み、談合等の不正行為の排除の徹底等を図るため、入札契約の改善に取り組むよう求められており、全国知事会においても、談合を防止する入札制度の改革として、一般競争入札の適用範囲を1千万円以上の工事に拡大する取組みをさらに推し進めるとする「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」<sup>※1-2</sup>がとりまとめられた。

しかしながら、一般競争入札方式の導入にあたっては、①不良不適格業者の排除が困難であること、②入札・契約に係る事務量が增大すること、③受注の偏りの恐れがあること等を懸念する地方公共団体がある。

#### （3）今後の方向性

（2）の課題も踏まえつつ、一般競争入札を導入していない地方公共団体においては、まずは、資格審査及び監督・検査等の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減も図りつつ、一定規模以上の工事を対象に、一般競争入札の導入を図る必要がある。

「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策について」<sup>※1-3</sup>の通り、「都道府県及び政令指定都市においては、1千万円以上の契約については、原則として一般競争入札によるものとして、その実施に向けて、早急に取り組むと共に、直ちに一般競争入札を導入することが困難な市町村においても、当面1年以内に取り組方針を定め、一般競争入札導入に必要な条件整備を行い、速やかに実施するものとする。」

不良不適格業者の排除等の課題に対して、以下のような対応を行いつつ、条件付き一般競争入札を導入することも可能である。

#### ○不良不適格業者の排除

- ・競争参加者の条件として、企業の実績、配置予定技術者の資格の設定
- ・総合評価方式、ダンピング対策の導入（2-2-2、2-3参照）



○入札・契約に係る事務量の軽減

- ・電子入札システム、あるいは暫定的に郵便入札の導入

(なお、インターネット上で、発注に係る情報や入札公告等の情報を取得出来るようにすることにより、入札に参加しやすくなり、競争性・公平性が高まることも期待される。)

- ・入札後に落札者の資格審査を行う「事後審査方式」の活用

○地元中小企業の育成

- ・競争参加者の条件として、県内（あるいは市内）に本支店があることを求めるなどの地域要件の設定

(なお、地域要件を設定する場合、潜在的な競争参加者数の状況を踏まえて、競争性が十分確保されるよう適切に設定していくことが必要である。)

これまで、実施された下水道工事の事例から、条件付一般競争入札における条件を整理すると表 2-6～2-8 の通りある。地域要件、過去の実績、配置予定技術者に着目し、分類した。地域要件として、県内及び市内に本支店があることを求める場合は多く、過去の実績についても、同種・類似工事实績を求め、その期間は10年あるいは過去という期限の場合が多い。なお、配置予定技術者の資格としては、1級技術者（施工管理技士、建築士等）、2級技術者（施工管理技士、建築士）、技術士、その他の技術者（電気主任技術者等）が該当する。

表 2-6 条件付一般競争入札における条件（地域要件）

	県内に本店 又は営業所	市内に本店 又は営業所	(土木事務所等) 特定の地域・区域 に本店又は営業所	各案件毎に 設定
都道府県※1	15 39%	1 3%	10 26%	14 37%
指定都市※2	4 33%	8 67%	1 8%	2 17%
一般市※3	8 27%	13 43%	2 7%	13 43%
計	27 34%	22 28%	13 16%	29 36%

回答公共団体数 ※1 都道府県：38（J Sは都道府県に含む）

※2 指定都市：12

※3 一般市：30

注：回答には複数回答を含む

表 2-7 条件付一般競争入札における条件（過去の実績）

	2年以内に 同種・類似 工事の実績	5年以内に 同種・類似 工事の実績	6年以内に 同種・類似 工事の実績	10年以内に 同種・類似工 事の実績	過去に同 種・類似工 事の実績	場合によっ て求める
都道府県※1	1 3%	1 3%	0 0%	15 39%	16 42%	8 21%
指定都市※2	1 8%	0 0%	1 8%	5 42%	5 42%	2 17%
一般市※3	0 0%	1 3%	0 0%	5 17%	15 50%	14 47%
計	2 3%	2 3%	1 1%	25 31%	36 45%	24 30%

回答公共団体数 ※1 都道府県：38（JSは都道府県に含む）

※2 指定都市：12

※3 一般市：30

注：回答には複数回答を含む

表 2-8 条件付一般競争入札における条件（配置技術者）

	国家資格	施工実績	専任性	各案件毎に設定
都道府県※1	26 68%	7 18%	18 47%	14 37%
指定都市※2	10 83%	3 25%	8 67%	4 33%
一般市※3	20 67%	9 30%	13 43%	11 37%
計	56 70%	19 24%	39 49%	29 36%

回答公共団体数 ※1 都道府県：38（JSは都道府県に含む）

※2 指定都市：12

※3 一般市：30

注：回答には複数回答を含む

## 2-2-2 総合評価方式（工事）

### （1）概要

平成17年8月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」では、「発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則である。」とされており、総合評価方式が公共工事の品質確保の大きな柱と位置づけられている。

平成17年9月に発表された、「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」<sup>\*2-1</sup>では、「特に小規模な工事を除き、すべての公共工事において総合評価方式を適用することを基本とし、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれかの総合評価方式を選択する」とされている。なお、各型の概要は以下の通りである。

#### ○ 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事においても、施工の確実性を確保することは重要であるため、施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

#### ○ 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

#### ○ 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認める等、提案範囲の拡大に努め、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

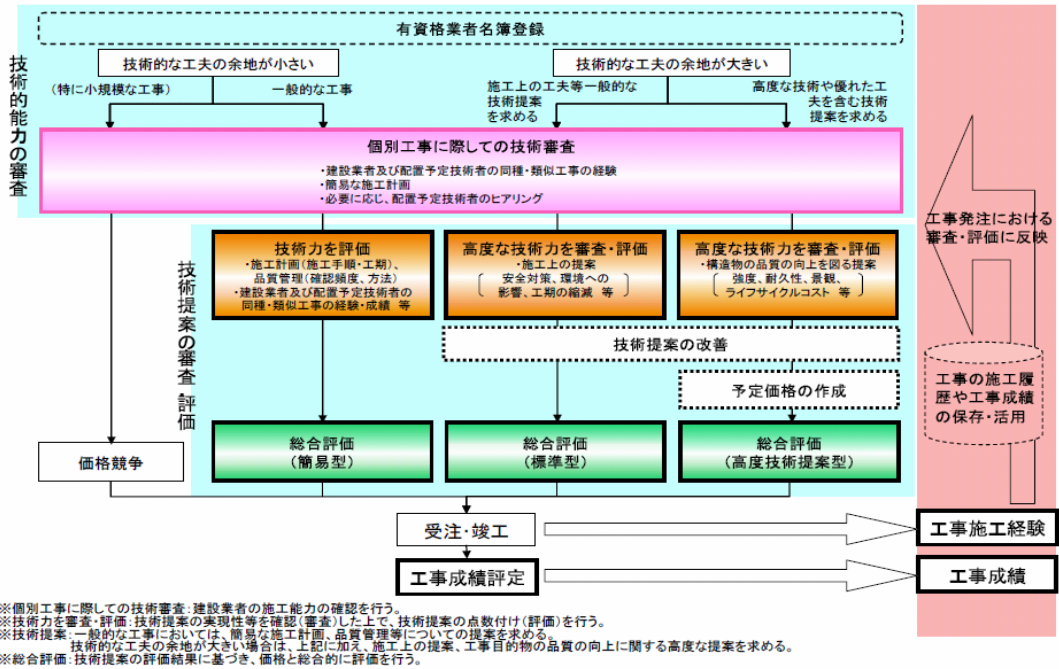


図 2-1 公共工事における技術力の評価・活用

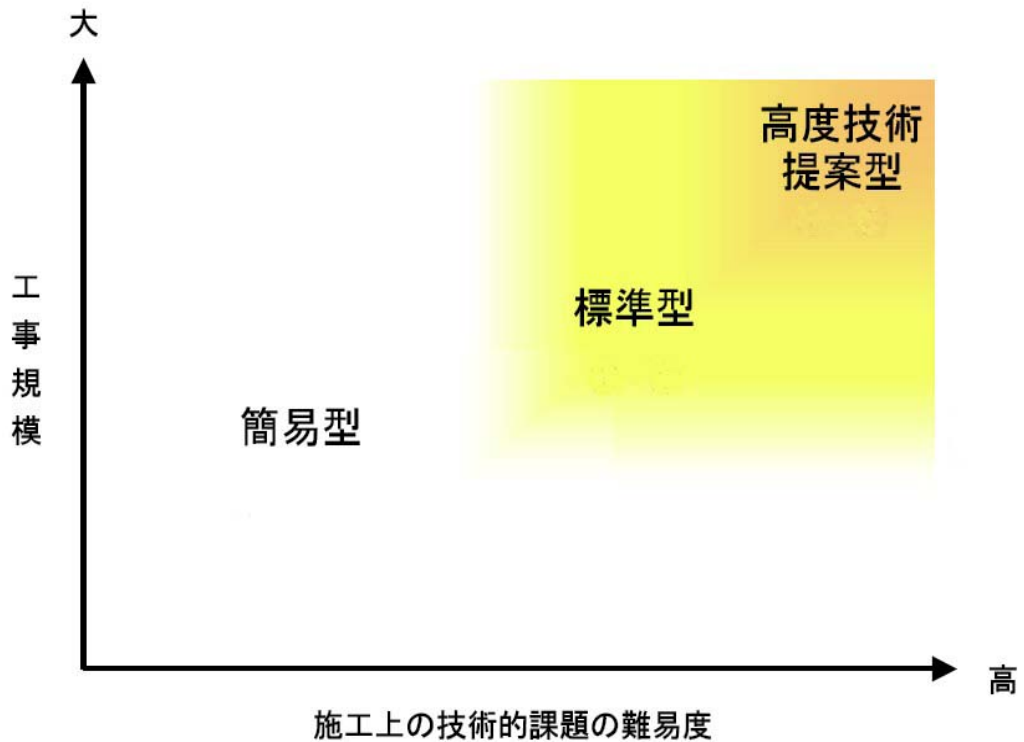


図 2-2 工事規模・工事難易度と総合評価方式の基本的関係

## ○総合評価方式における透明性の確保

公共工事の品質確保の促進に関する法律においては、「発注者は、技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。」とされ、落札者の決定等を中立かつ公正な審査を実施するよう求めている。

このため、地方公共団体は、総合評価方式を採用する場合には、学識経験者の意見を聴取することが義務づけられている。

### (参考) 地方自治法施行規則

#### 第十二条の四

普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の十の二第四項（同令第六十七条の十三において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる事項に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

- 一 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を行おうとするとき 総合評価競争入札によることの適否
  - 二 総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき 予定価格の制限の範囲内の価格をもつて行われた申込みのうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なもの決定
  - 三 落札者決定基準を定めようとするとき 当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- 2 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七条の十の二第四項の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

## (2) 現状と課題

平成17年9月の「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」<sup>※2-2</sup>を基本に、平成18年3月には下水道工事の特性を踏まえた「下水道工事における品質確保促進の手引き(案)」<sup>※2-3</sup>が発刊され、総合評価方式における評価項目・評価基準及び事例が提示された。しかしながら、簡易型、標準型、高度技術型を採用する下水道工事の分類等がなされていない。

表1-4の通り、平成18年1～12月における総合評価方式を活用した下水道工事の発注実績は、全国において、わずか76件である。

「総合評価方式使いこなしマニュアル(平成18年12月)」<sup>※2-4</sup>によると、地方公共団体が総合評価を導入しない主な理由として、「中小規模の工事が主であり、技術提案の余地がない」、「審査・評価体制が不十分(技術職員の不足)」、「総合評価の評価方法が不明」があげられている。

### (3) 今後の方向性

公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を勘案の上、全ての地方公共団体において総合評価方式の導入・拡大を図ることが求められている。本方式の採用を促進するため、(2)の課題を踏まえて、総合評価方式における簡易型、標準型、高度技術提案型を採用する下水道工事の分類の考え方を示し、参考資料に評価項目の実例を添付するとともに、市区町村向け簡易型、学識経験者の意見聴取の簡素化、また昨今の直轄事業の取り組みを勘案した技術評価点の設定について記述する。

都道府県及び政令指定都市等においては、工事の特性に応じ、品質が十分に評価される標準型の採用等を含め総合評価方式の採用拡大を図るとともに、未導入である技術者の少ない地方公共団体においては、市区町村向け簡易型の採用あるいは公的機関による支援等を積極的に検討し、総合評価方式の導入を図る。

#### ① 総合評価方式における分類の考え方（案）

##### ○土木・建築工事

土木・建築工事において総合評価方式を採用する場合の型式については、一般的な工事は、簡易型とすることができる。特殊条件下でのシールド工事の場合、工事規模が大きい場合、施工事例の少ない新技術の採用が想定される場合等においては、標準型を適用することを検討する。

その他、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認める等の場合には、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度技術提案型を適用することを検討する。

##### ○機械・電気工事

機械・電気工事において総合評価方式を採用する場合の型式については、比較的単純な工事や設計上の提案余地が少ない工事については簡易型を採用することができるが、新設、改築更新の別、あるいは対象設備の種別等により、型式を選択して行う。

新設工事の場合は、大規模な工事、新技術導入や高度な技術力を要する等の工事については、標準型を適用することを検討する。既存施設との関連が多く調整を要する改築更新の場合にも、標準型を適用することを検討する。

汚泥焼却設備、汚泥有効利用設備等の工事で、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認める等の場合には、高度技術提案型を適用することを検討する。

#### ② 市区町村向け簡易型総合評価方式

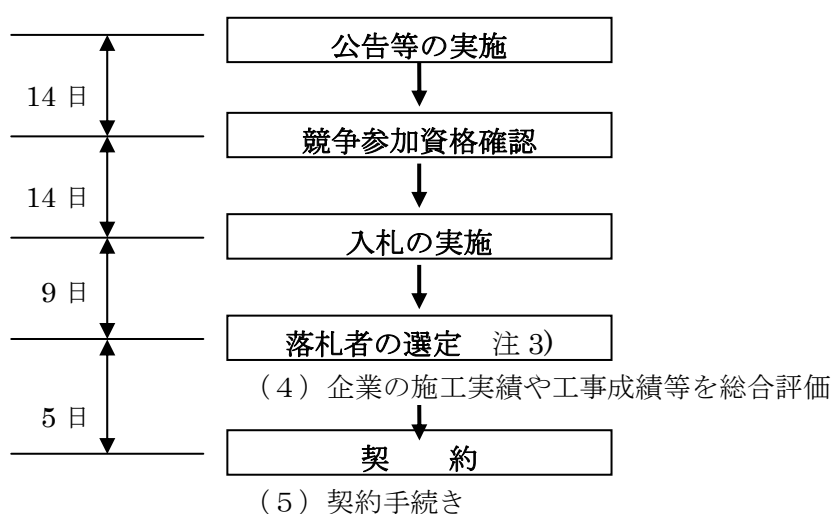
中央建設業審議会第7回ワーキンググループ<sup>\*2-5</sup>において提案されている、市区町村向け簡易型総合評価方式では、技術者の少ない市町村が容易に総合評価方式を実施できるよう、施

工計画の提出を求めず、施工実績や工事成績などで企業の施工能力を評価する。

通常の簡易型では、簡易な施工計画の提出を求めているが、施工計画の審査には、発注者側の技術力が求められる。一方、市区町村向け簡易型は、施工計画の提出を求めず、施工実績や工事成績といった客観的な項目だけで審査するため、発注体制が十分でない市町村にとっては取り組みやすい。

市区町村向けの簡易型総合評価方式の進め方（フロー）を次に示す。

- ・ 総合評価方式の適用を決定 注 1)
- (1) 評価項目及び評価基準の設定 注 2)
- (2) 評価方法の設定
- (3) 公告手続き



- 注1) 一般競争入札で実施した場合を示す。
- 注2) 注 1), 注 2), 注 3)において、2人以上の学識経験者からの意見聴取が必要となる。
- 注3) 各手続の所要日数（土日・祝日は除く。）概ねの目安を示したものであり、発注者の体制や入札案件により異なってくることに留意。

図 2-3 市区町村向け簡易型総合評価方式のフロー

また、市区町村向け簡易型の評価項目及び評価基準についての考え方を以下に示す。評価項目及び評価基準は、各地方公共団体の実情に応じて設定することになるが、企業の同種工事の施工実績は必須となる。

#### (A) 企業の施工能力

##### ①同種工事の施工実績

同種工事の実績がある業者は、同種の別工事についても適切に施工することができるという考え方にに基づき設定される評価項目である。施工実績として認める期間は、各地方公共団体の実情に応じて設定するが、工事の種類等も考慮し、競争性が十分確保されるよう弾力的に設定していくことが必要である。

## ②工事成績

これまで実施した工事の工事成績がより良い業者は、別工事についてもより良い工事を行うことができるという考え方にに基づき設定される評価項目である。施工実績として認める期間は、工事成績評定の実施、蓄積状況にもよるので、各地方公共団体の実情に応じて設定する。

## (B) 配置予定技術者の能力

### ①同種工事の施工実績

### ②保有資格

建設業者の中で工事を担当する予定の技術者の評価項目である。公共工事の品質確保を図るためには、企業のみならず個々の技術者の能力も重要である。ただし、発注者側に十分な情報の蓄積がない場合には、業者から申告内容を証明する資料の提出を求めるとともに、業者の申告内容の正当性を確認できない場合には、参考程度に止めなければならないことに留意する必要がある。

## (C) 企業の地域貢献

### ①営業拠点の所在地

### ②防災協定等に基づく活動

公共工事の品質を確保し、工事を円滑に実施するためには、当該地域の自然的・社会的条件について熟知していることも必要であり、また、災害時の対応やボランティア等の活動を通じて当該地域において信頼性・社会性を有する企業によって工事が担われることがより望ましいとの考え方から設定される評価項目である。ただし、こうした観点から設定される評価項目については、競争性・透明性の確保に留意する必要がある。

## (D) その他の評価項目

公共工事の入札は、建設工事を適切な価格で適切に実施することを目的としているが、地方公共団体によっては、安全、環境、福祉等幅広い政策目的を実現するための政策手段として用いている例もある。こういった項目を採用するかは、企業の施工能力や地域貢献に関する評価項目の配点とのバランスに配慮しつつ、各地方公共団体の実情に応じて、判断する。

また、特定の1社が多くの工事を受注することによって工期が延びるといった懸念がある場合には、手持ち工事量を評価項目に入れることも考えられる。



表 2-9 市区町村向け簡易型の評価項目及び評価基準の設定例

	評価項目	評価基準	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去5年間の同種工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事 で実績あり	5
			b. その他の公共発注機関 の実績有り	2
			c. その他の施工実績	0
	工事成績	過去5年間の工事成績評定 点の平均点	a. 75点以上	5
			b. 65点以上75点未満	2
			c. 65点未満	0
配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	過去5年間の主任技術者の 施工経験の有無	a. 県又は市町村発注工事 で実績あり	3
			b. その他の公共発注機関 の実績有り	1
			c. その他の施工実績	0
	保有資格	主任技術者の保有する資格	a. 1級土木施工管理技士 又は技術士	1
			b. 2級施工管理技士	0
	地域貢献	営業拠点の所在地	工事箇所と同一市町村内に おける本店の所在地の有無	a. 同一市町村内に有り
b. 同一市町村内になし				0
防災協定等に基づく活動		過去5年間の防災協定等に基づく活動実績の有無	a. 活動実績有り	2
			b. 活動実績なし	0
その他	手持ち工事量	手持ち工事量比率(A) =当該年度受注額 ÷過去3年間の平均受注額	A<0.25	1.5
			0.25<A<0.75	1
			0.75<A<1.25	0.5
			1.25<A	0
合 計				20

○ 評価値＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）

- ・ 価格評価点： $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- ・ 技術評価点：最高20点

③ 学識経験者の意見聴取

閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」において、「各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。」としている。

すなわち、学識経験者とは、その相手は必ずしも大学教授などとは限らず、公的機関の職員などの第三者に意見聴取することも可能である。

#### ④ 技術評価点

技術評価点については、例えば、関東地方整備局では平成 18 年における加算点を 10～50 点の幅の中で以下のように設定しており、更に、国土交通省として、平成 18 年 12 月には、加算点を 10～70 点に引き上げることを発表している。しかしながら、多くの地方公共団体において、参考資料の通り、技術評価点は、現在 10～20 点にとどまっている状況であるため、今後は、工事の特性を踏まえ、採用する総合評価方式のタイプに基づいて、品質が十分に評価されるよう技術評価点の拡大を検討する必要がある。

表 2-10 総合評価落札方式の技術評価点

総合評価落札方式のタイプ	加算点の満点
高度技術提案型	30～50 点
WTO 標準型	原則 30 点(20～40 点)
標準型	原則 30 点(20～40 点)
簡易型	原則 20 点(10～30 点)
より簡易な簡易型	原則 20 点(10～30 点)

( ) は、工事規模、難易度により設定

## 2-2-3 プロポーザル方式の導入（調査設計）

### （1）概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律において、「公共工事の品質確保にあたっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。」とされている。また、閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」において、「発注者は、調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、競争参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である。この場合、公共工事に関する調査・設計は、公共工事の目的や個々の調査・設計の特性に応じて評価の特性も異なることから、求める品質の確保が可能となるよう、適切な入札及び契約の方式を採用するよう努めるものとする。」とされている。

### （2）種類と適用<sup>※2-6</sup>

#### ① 種類

プロポーザル方式としては、「総合評価型プロポーザル方式」と「技術者評価型プロポーザル方式」の2つに分類される。「総合評価型プロポーザル方式」は、技術提案の内容と、企業や技術者の能力を総合的に評価することにより受注者等を特定する方式である。「技術者評価型プロポーザル方式」は、企業の技術者の能力に重点を置いて評価することにより受注者等を特定する方式である。なお、平成12年度から試行されている即日プロポーザル方式は、技術者の技術力を確認する質問をし、技術力を評価することから、「技術者評価型プロポーザル方式」の1バリエーションと位置づけられるものと考えられる。

現在試行されているプロポーザル方式の特徴をまとめたものを表2-7に示す。

表 2-11 建設コンサルタント業務に対するプロポーザル方式の種類

	プロポーザル方式								
	総合評価型 プロポーザル方式			技術者評価型プロポーザル方式					
				一般型			即日型		
方式の概要	技術提案の内容と、企業や技術者の能力を総合的に評価することにより特定する方式。従来からのプロポーザル方式に対応する。			企業の技術者の能力に重点を置いて評価することにより特定する方式。			技術提案書の提出を求める代わりに配置予定技術者を1箇所に集め、配置予定技術者に一定時間内に技術提案書を作成させる方式。		
技術提案書に求める事項	業務に関する技術者の経験等を問うもの+業務内容に関する <b>技術提案を問うもの</b>			業務に関する技術者の経験等を問うもの+業務内容に関する技術者の <b>取組姿勢を確認するもの</b> 。			業務に関する <b>技術者の素養</b> を問うもの。		
技術提案書 (経験等除く)	「特定テーマに対する技術提案」実施方針等の他に、具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマに対して、1題につきA4用紙1枚以内で技術提案書を作成する。 「業務の実施方針・業務フロー・行程計画」			「業務着眼点・実施方針など取り組み姿勢」 A4用紙1枚以内に業務の取り組み姿勢（業務着眼点・実施方針等）について記述する。			発注者からの設問に対して解答する形式で作成する。 技術者の有する基礎知識、必要な検討項目等を問う。		
ヒアリング	原則として実施する。			原則として実施する。			必要に応じて実施する。		
評価の方法	技術者の資格、同種・類似業務実績、手持ち業務量と、技術提案書の内容、ヒアリング結果を総合的に評価し特定する。			技術者の資格、同種・類似業務実績、手持ち業務量と、技術提案書に基づいたヒアリング結果を評価し特定する。			設問に対する解答の内容のみを評価し特定する。技術者の資格、同種・類似業務実績、手持ち業務量は参加適格要件とする。(*)		
配点例	通達の例示*			通達の例示*			実績*		
	管理技術者	資格 実績 手持ち量	10 20 10	管理技術者	資格 実績 手持ち量	10 25 5	管理技術者	資格 実績 手持ち量	0 0 0
	担当技術者	資格 実績 手持ち量	5 10 5	担当技術者	資格 実績 手持ち量	0 25 0	担当技術者	資格 実績 手持ち量	0 0 0
	照査技術者	資格 実績	5 15	照査技術者	資格 実績	10 15			
	技術提案書		140	技術提案書		25	技術提案書		100
	合計		220	合計		115	合計		100
技術提案書の 特記仕様書への 反映	特記仕様書の作成にあたっては、特定された技術提案書の内容を反映させること。 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために必要と判断した場合は、ヒアリング以外に業務内容についての意見交換を行っても差し支えない。特に、技術者評価型プロポーザル方式においては、業務の具体的な実施方法の提案を求めてもよい。(H12.12.6の通達「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」より) ただし、即日型の場合、設問により、技術提案書の内容を反映させられないものがある。								
期間	企業は、業務内容に関する技術提案を検討する必要があるため、検討するための期間を確保する必要がある。			企業は、取り組み姿勢をA4用紙1枚で記載するため、技術提案書作成の期間はあまり必要としない。 ヒアリングの日程を調整する必要がある。			事前に業務の取り組み方法等の技術提案書を必要としないため、技術提案書作成の期間を短くすることができる(経験等の技術提案書は必要。)技術提案書の作成日(試験日)は固定であるため、企業は最適な人材を配置予定技術者としてすることができない可能性がある。		
H12~13年度の 位置づけ	H12.7.26の通達「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について」により試行が位置づけられている。 H12.12.6の通達「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」により具体的な方法が示されている。			試行運用段階である。					

## ② 技術者評価型プロポーザル方式

以下に、技術者評価型プロポーザル方式を実施する際の基本的な運用方法を示す。なお、ここに示す以外の運用方法を認めないものではない。

### ○技術者評価型プロポーザル方式の技術者の能力評価項目

技術提案書を特定するための評価項目は、大きく分けて資格・実績と、業務に対するレポートもしくは面接の2つがある。ここで、レポートとは書面による技術提案であり、面接とは書面によらず口頭により技術提案を聞き出すものと定義する。

同種または類似業務が多数存在し、今までの経験を活かして業務を実施することにより適切な成果が期待できる業務に対しては、資格・実績を重視して評価する。過去の実績があまり利用できない新たな分野の業務、または技術の応用が必要な業務については、その業務を実施するにあたって必要となる技術力を確認するため、業務に対するレポート等を重視して評価する。今までの経験と技術の応用の両方が必要となる業務については、評価のウェートを資格・実績およびレポート等の両方に置くものとする。

表 2-12 に評価のウェートによる適用業務を示す。

表 2-12 技術者評価型プロポーザル方式における評価のウェートによる適用業務

評価のウェート	適用業務
資格・実績重視	同種または類似業務が多数存在し、過去の経験を活かして業務を実施することにより適切な成果が期待できる業務。
業務に対するレポート等重視	過去の経験ではなく技術の応用が必要な業務。
両方を重視	過去の経験を活かすことができ、かつ技術の応用が必要な業務。

### ○技術者評価型プロポーザル方式の技術提案評価方法

技術者評価型プロポーザル方式の一般型は、事前提出資料として A4 用紙 1 枚程度の業務の取組姿勢を求めるものである。事前提出資料のみでは技術者本人の能力を評価できない可能性があるため、原則として配置予定技術者に対してヒアリングを実施するものとする。ここで、ヒアリングとは技術提案を補完するものと定義する。

評価のウェートづけについては、資格・実績を重視する場合、または業務に対するレポート等を重視する場合がある。

即日型は、事前に業務の取り組み方法等の技術提案を求めず、配置予定技術者を 1 箇所に集めレポート等を求めるものである。レポート等は配置予定技術者が直接作成するため、技術者本人の能力を評価することが可能となる。ただし、補完のためヒアリングを必要に応じて実施してよい。

評価のウェイトづけについては、配置予定技術者を1箇所を集めレポート等を求めるため、業務に対するレポート等を重視することになる。

以上より、評価のウェイトと技術提案評価方法との組み合わせは、表 2-13 となる。

表 2-13 技術者評価型プロポーザル方式における技術提案評価方法

方式	評価のウェイト	事前提出資料	当日の技術者本人の作業
一般型	資格・実績重視	資格・実績等＋ レポート	原則ヒアリング
	業務に対するレポート等・ヒアリング重視		
即日型	業務に対するレポート等・ヒアリング重視	資格・実績等	レポート等

・技術者評価型プロポーザル方式の実施方法

技術者評価型プロポーザル方式の実施方法については、「技術者評価型プロポーザル方式実施の手引き（案）」<sup>※2-6</sup>を参考とされたい。

### ③ 適用

発注者が、業務の取り組み方法について企業が発注者より多くのアイデアを有していると判断した場合、技術提案を求め、技術提案を基に業務内容を確定し業務を履行することとなる。この場合、技術提案の内容と、企業や技術者の能力を総合的に判断する総合評価型プロポーザル方式を適用する。

また、業務を実施するにあたって、発注者が多岐の分野に渡る技術力を必要とする場合は、企業の組織としての技術力をより重視することになり、業務の取り組み方針だけでなく、技術提案も求めることが考えられることから、総合評価型プロポーザル方式を適用する。

一方、発注者が特定分野の技術力のみを求める場合であれば、企業の技術者個人の能力が重視されるため技術者評価型プロポーザル方式を適用することが適切と考えられる。しかし、特定分野の技術力のみを求める場合であっても、業務の取り組み方針だけでなく、技術提案を求める場合には、総合評価型プロポーザル方式を適用する。

これらの業務内容と発注方式の関係を模式的に示したものを図 2-4 に、プロポーザル方式の選定フローを図 2-5 に示す。

また、日本下水道事業団におけるプロポーザル方式を適用する対象業務の事例を参考に以下に示す。

本手続は次に掲げる業務のうち、契約職が必要と認める業務について行うものとする。ただし、特許、著作権、非公開情報等を必要とする業務は本手続の対象としないものとする。

- ・単独で発注する建築の設計に係る業務
- ・合流式下水道の改善に係る業務
- ・施設配置の変更を伴う改装の実施設計に係る業務
- ・景観、環境を重視した施設設計又は法規制が厳しい地域の設計に係る業務
- ・高度処理、標準化されてない処理法又は、新技術等を採用する設計に係る業務
- ・特殊条件の検討が必要な広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- ・その他プロポーザルに基づき執行することが適切であると契約職が認める業務

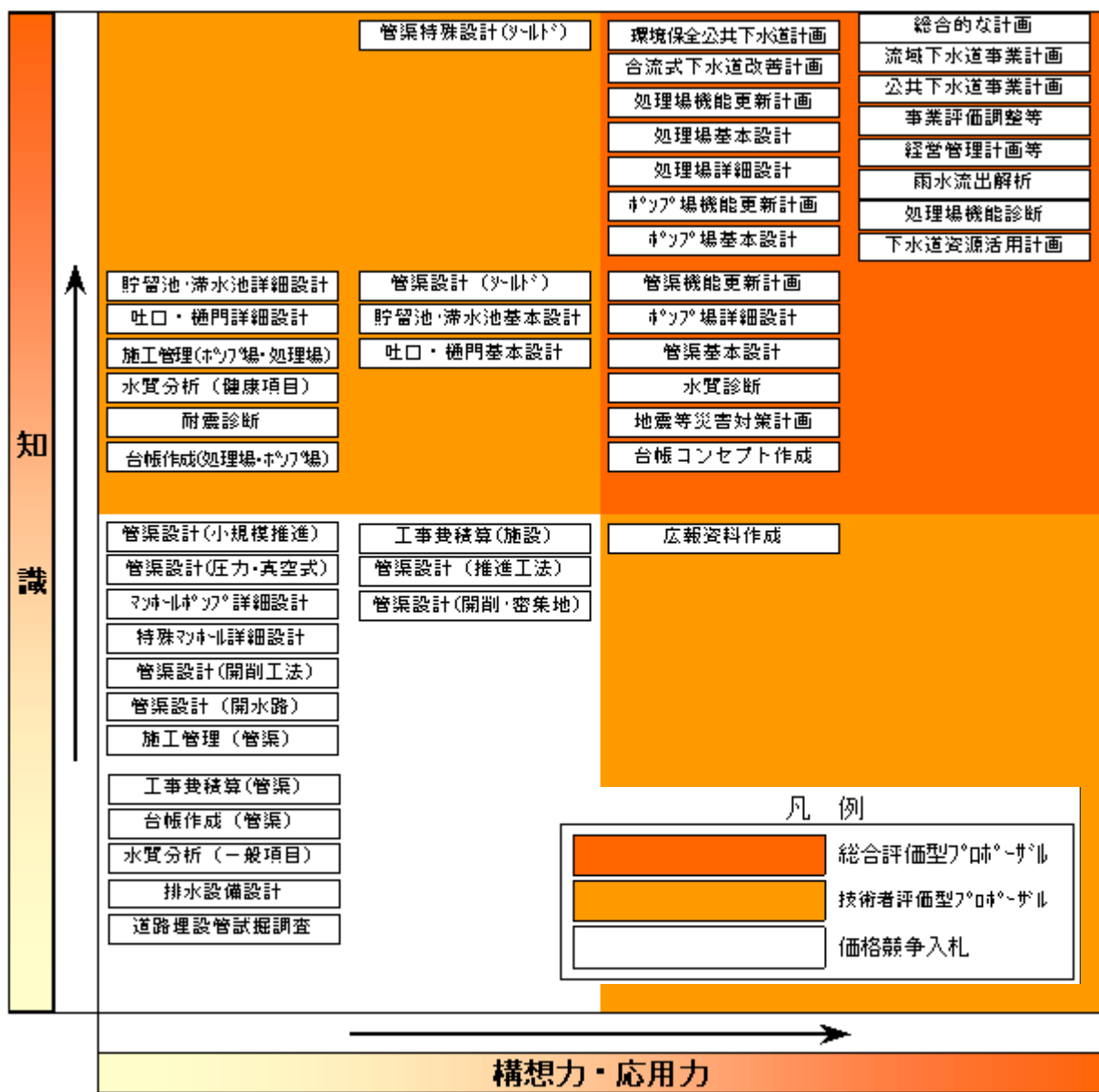


図 2-4 業務内容と発注方式の関係

「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会 中間とりまとめ 平成 12 年 3 月」



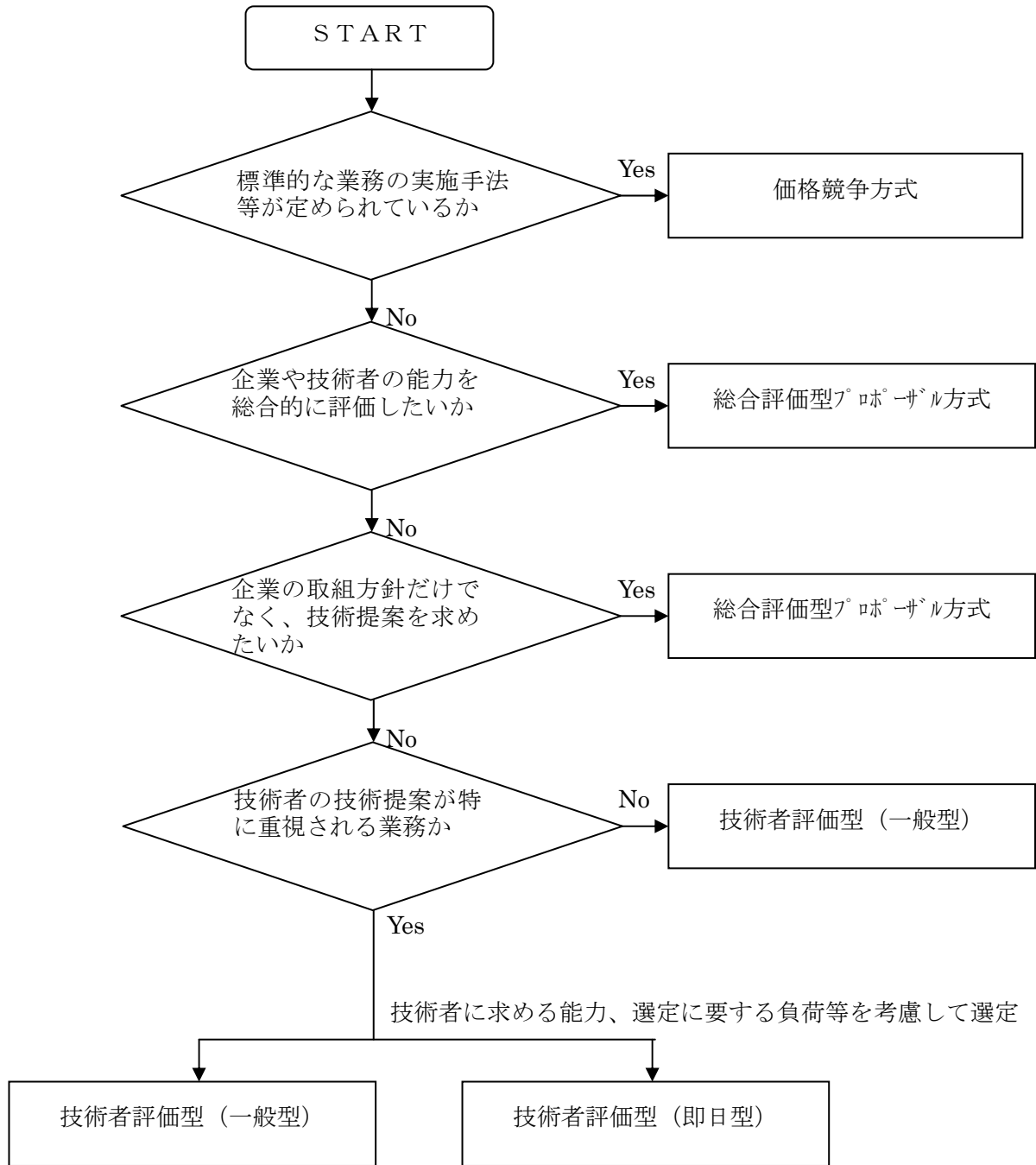


図 2-5 プロポーザル方式選定フロー図

#### ④ 特定手続きフローの例

プロポーザル方式による特定手続きフローの例を示す。

なお、下図は公募型の場合を示しているが、指名型で行うこともあり、この場合は「公募案の決定」から「3～5者を選定」までの作業を指名委員会の開催及び指名業者選定に変えることとする。

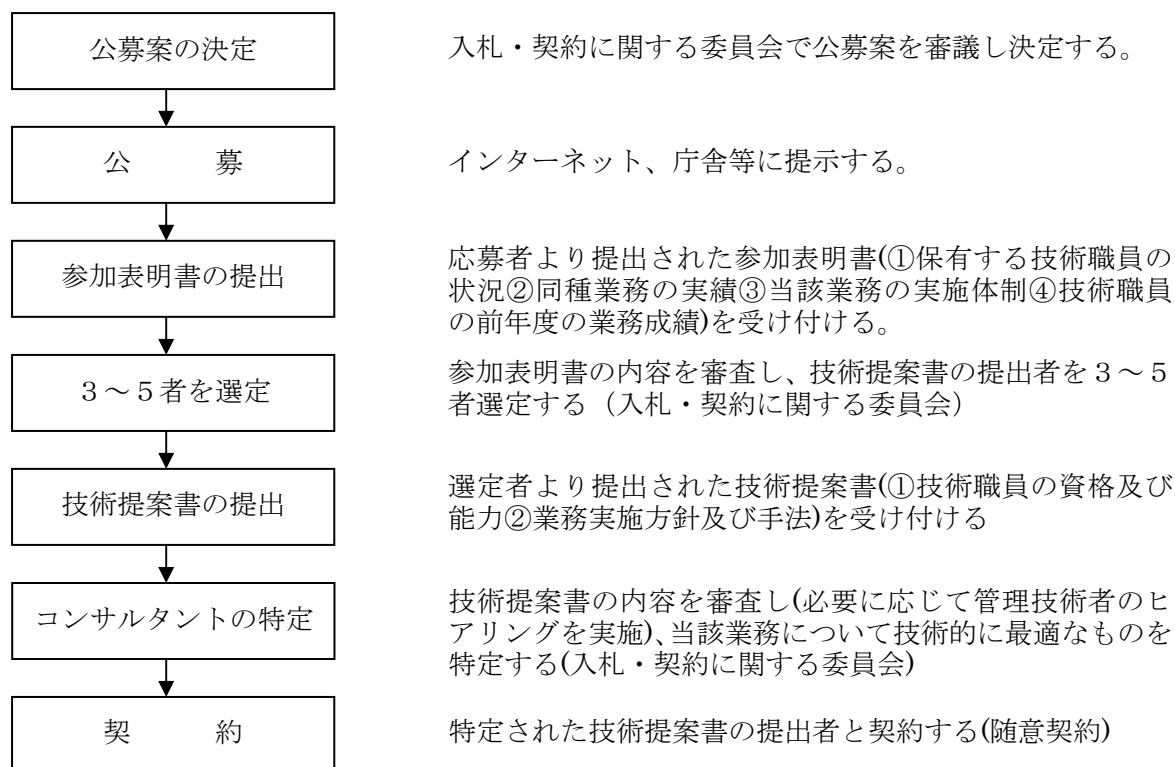


図 2-6 プロポーザル方式 特定手続きフローの例

#### (3) 今後の方向性

平成 18 年 4 月～12 月における下水道事業のプロポーザル方式の採用は、表 2-14 の通り、全国でわずか 17 件であり、採用事例が少ない。

しかしながら、国民ニーズや既存ストックの増大等に対応し、昨今、下水道事業においては、合流式下水道改善、高度処理、地球温暖化対策あるいは既存施設との関連が多い改築工事等、技術的に高度な調査が増加しているところである。このため、技術的に高度な調査においては、コンサルタントに対して技術提案を求め、高い品質を確保することが求められている。プロポーザル方式を拡大していくことが、技術に優れた企業を育成することとなり、下水道施設の品質の向上に資するものである。

上記を勘案し、(2) で説明したように、プロポーザル方式も幾つかの種類が提案されてお

り、調査内容に応じて、簡易なものも含め、適当な方式を採用する必要がある。

表 2-14 プロポーザル方式の取組状況（件数）

平成 18 年 4 月～12 月

都道府県	市町名	プロポーザル方式の種別		
		総合評価型	技術者評価型	計
福島県	福島市	1		1
千葉県※	香取市	1		1
長野県		2		2
長野県※		1		1
長野県※	塩尻市		1	1
三重県		1	3	4
滋賀県		1		1
京都府			1	1
兵庫県※	西宮市		1	1
奈良県			1	1
愛媛県※	砥部町		1	1
福岡県	福岡市		1	1
熊本県			1	1
合計		7	10	17

※…日本下水道事業団委託案件

### 2-3 ダンピング防止対策

下水道施設は、国民の安全・安心を確保するとともに、環境を保全する社会基盤であり、長期間において使用されるものである。下水道施設の整備においては、長期間、品質が確保されるよう工事が実施されなければならない。下水道管理者である発注者として、工事の品質を確保し、良好な社会基盤整備を図る責務があることを強く自覚する必要がある。あわせて、建設業の健全な発展を図るために、低入札価格調査制度、最低制限価格制度、施工監督の重点化を適切に活用することが重要である。

図 2-7～2-8 の通り、平成 15 年度に完成した国土交通省直轄土木工事（港湾・空港工事を除く）のうち一般土木工事において分析すると、低価格による受注が行われた場合、標準工事に比べ、平均工事成績評定点が低くなっており、また、落札率が低くなるほど、総体的に、工事成績評定点 65 点未満の工事の割合が増大し、70 点以上の工事の割合が減少している。このような状況を踏まえ、工事の品質を確保するために、各地方公共団体においては、ダンピング対策に取り組む必要がある。

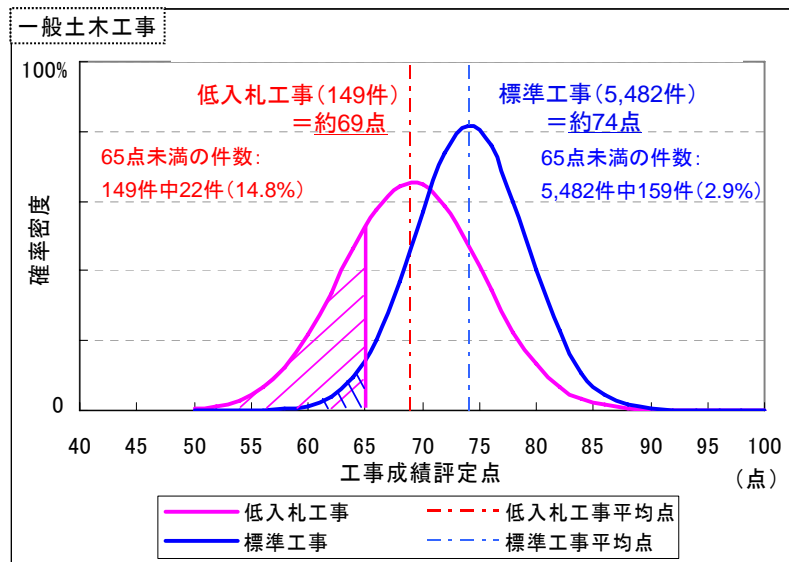


図 2-7 工事成績評定の分布状況〔標準工事と低入札工事比較〕

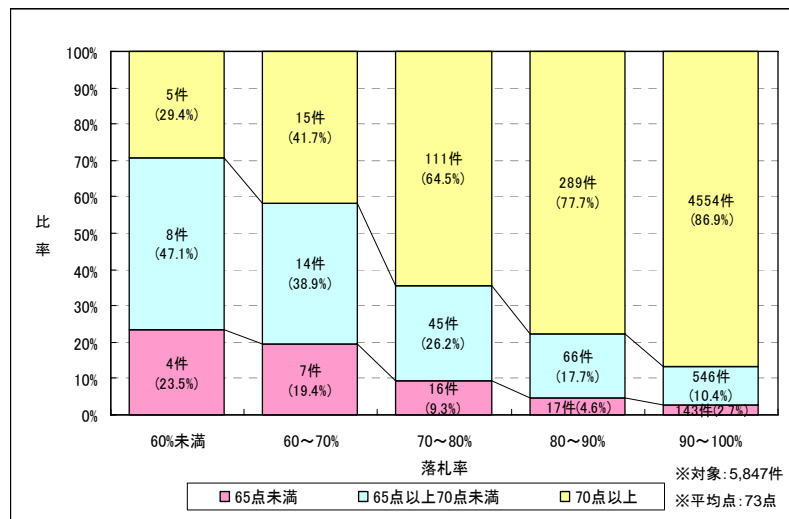


図 2-8 落札率別の工事成績評定点の件数割合

## 2-3-1 低入札価格調査制度

### (1) 概要

低入札価格調査制度とは、競争契約にあたり、調査基準価格、すなわち予定価格に対する一定の割合の価格に達しない価格の入札は、たとえ予定価格の制限の範囲内の最低価格による入札であっても、落札を保留し、その価格で適正な工事の施工が可能かどうかを調査して落札者を決定する制度である。なお、契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合は、当該業者とは契約せず、次順位者として落札を決定する。この低入札価格調査制度は、国及び地方公共団体について認められている制度である。

(参考) 会計法及び地方自治法

#### ○会計法第29条の6第1項

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、次の場合は、最低の価格をもって申込みをした者以外の応札者を当該契約の相手方とすることができる。

- ・当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき
- ・公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき

#### ○地方自治法第234条第3項

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、政令の定めるところにより、最低の価格をもって申込みをした者以外の応札者を当該契約の相手方とすることができる。

#### ○地方自治法施行令第167条の10

1. 次の場合は、最低の価格をもって申込みをした者以外の応札者を当該契約の相手方とすることができる。

- ・当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合
- ・公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合

### (2) 現状と課題

#### ① 現状

表 2-15 の通り、都道府県及び政令指定都市では全て、市区町村においても約3割の地方公共団体が採用している。特に、都道府県及び政令指定都市では、最低制限価格制度と併用している地方公共団体が多く、一般的には、小規模工事は最低制限価格制度を、大規模工事は低入札価格調査制度を適用している事例が多い。また、調査基準価格を下回った場合には、次に掲げる事項を調査している。

- ・予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項とその適否
- ・市場価格より低い価格で労務、資材等を調達できるとする場合はその適否
- ・当該入札者の経営状態

- ・その他必要な事項

## ② 調査基準価格の設定

多くの地方公共団体において、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを準拠している。なお、機械設備工事について、土木工事と積算体系が異なるため、1-3(4)と同様な対応をとることも考えられる。

また、調査・設計については、入札時の予定価格に係数を掛けた価格を採用している団体もある。

### (参考) 基準価格の設定

「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」

1 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に 1/5 を乗じて得た額の合計額。ただし、その額が、予定価格に 8.5/10 を乗じて得た額を超える場合にあっては 8.5/10 を乗じて得た額とし、予定価格に 2/3 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 2/3 を乗じて得た額

2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに 2/3 から 8.5/10 の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

### 「国土交通省における調査基準価格」

(測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務)

1 予定価格算出の基礎となった次表①から④までに掲げる額の合計額。ただし、その額が予定価格に 8/10 を乗じて得た額を超える場合にあっては 8/10 を乗じた額とし、予定価格に 6/10 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 6/10 を乗じて得た額。地質調査業務においては、その額が予定価格に 8.5/10 を乗じて得た額を超える場合にあっては 8.5/10 を乗じた額とし、予定価格に 2/3 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 2/3 を乗じて得た額。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 3/10 を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 5/10 を乗じて得た額	諸経費の額に 5/10 を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 5/10 を乗じて得た額	諸経費の額に 5/10 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に 7/10 を乗じて得た額	諸経費の額に 3/10 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に 5/10 を乗じて得た額	諸経費の額に 5/10 を乗じて得た額

2 特別なものについては、1の算定方法にかかわらず6/10から8/10まで（地質調査業務にあっては2/3から8.5/10まで）の範囲内で適宜の割合とする。

日本下水道事業団における調査基準価格の例

工事業種	算定方法
土木・建築工事	(直接工事費+共通仮設費+現場管理費×1/5)
機械・電気設備工事	予定価格×8/10
調査・設計	予定価格×7/10

※ただし、その額が、予定価格に8.5/10を乗じて得た額を超える場合にあっては、8.5/10乗じて得た額とし、予定価格に2/3を乗じて得た額に満たない場合にあっては2/3を乗じて得た額

### ③ 課題と対応事例

「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合」が具体化されていないため、低入札者の排除には至らずに、ほとんどの調査対象者（入札者）と契約している。平成13年度～17年度における国土交通省直轄工事において失格となった件数は14件であり、いずれも、入札金額の誤記入、設計図書の理解不足による誤積算のため、契約履行困難が明らかであり、入札者側が納得しているケースである。

このため、国土交通省及び日本下水道事業団においては、原則として、予定価格2億円以上の工事で、調査基準価格を下回り、かつ入札価格の積算内訳である費用別金額を予定価格の積算の前提とした費用別金額で除して得た割合が一定割合を下回る入札者に対して、判断基準を明確にして、特別重点調査を実施することとした。

国土交通省における特別重点調査対象の基準

工事費内訳	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
判断基準比率	75%	70%	60%	30%

国土交通省における特別重点調査対象の基準（土木機械設備工事）

工事費内訳	直接工事費 直接製作費	共通仮設費	間接工事費 間接製作費 設計技術費	一般管理費等
判断基準比率	75%	70%	60%	30%

日本下水道事業団における特別重点調査対象の基準

工事費内訳	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
判断基準比率	75%	70%	60%	30%

日本下水道事業団における特別重点調査対象の基準（機械・電気工事）

工事費内訳	機器費＋ 設計技術費	直接工事費	間接工事費	一般管理費等
判断基準比率	75%	75%	65%	30%

また、一部の地方公共団体においては、入札価格の積算内訳である費用別金額を予定価格の積算の前提とした費用別金額で除して得た割合が、一定割合を下回る入札者は失格として

いる。

地方公共団体の失格基準の事例

工事費内訳	直接工事費＋共通仮設費	現場管理費＋一般管理費等
判断基準比率	75%	50%

上記の現場管理費＋一般管理費等が30%の地方公共団体もある

地方公共団体の失格基準の事例（機械・電気工事）

工事費内訳	機器費＋直接工事費＋ 設計技術費＋共通仮設費	現場管理費＋据付間接費＋ 一般管理費等
判断基準比率	75%	50%

上記の現場管理費＋据付間接費＋一般管理費等が30%の地方公共団体もある

**（３）今後の方向性**

低入札価格調査制度は、契約内容を履行できないおそれを調査するものであり、適正な施工への懸念がある企業を適切に排除する観点から、それぞれの工事や調査項目を踏まえ、具体的な判断基準を明確にし、当該基準を満たさない入札を失格とする等厳格な運用を図るものとする。



表 2-15 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入について

		低入札価格調査制度のみ導入		低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用		最低制限価格制度のみ導入		いずれの制度も導入していない	
		H17.10.1	H18.4.1	H17.10.1	H18.4.1	H17.10.1	H18.4.1	H17.10.1	H18.4.1
国		15	15	0	0	0	0	3	3
		83.3%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%
特殊法人等		127	129	3	0	0	0	3	2
		95.5%	98.5%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.5%
地方公共団体	都道府県	5	6	42	41	0	0	0	0
		10.6%	12.8%	89.4%	87.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	3	3	11	12	0	0	0	0
		21.4%	20.0%	78.6%	80.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	市区町村	255	241	261	245	1046	858	663	484
		11.5%	13.2%	11.7%	13.4%	47.0%	46.9%	29.8%	26.5%
小計	263	250	314	298	1046	858	663	484	
	11.5%	13.2%	13.7%	15.8%	45.8%	45.4%	29.0%	25.6%	
計		405	394	317	298	1046	858	669	489
		16.6%	19.3%	13.0%	14.6%	42.9%	42.1%	27.5%	24.0%

## 低入札価格調査制度のフロー(国土交通省の場合)

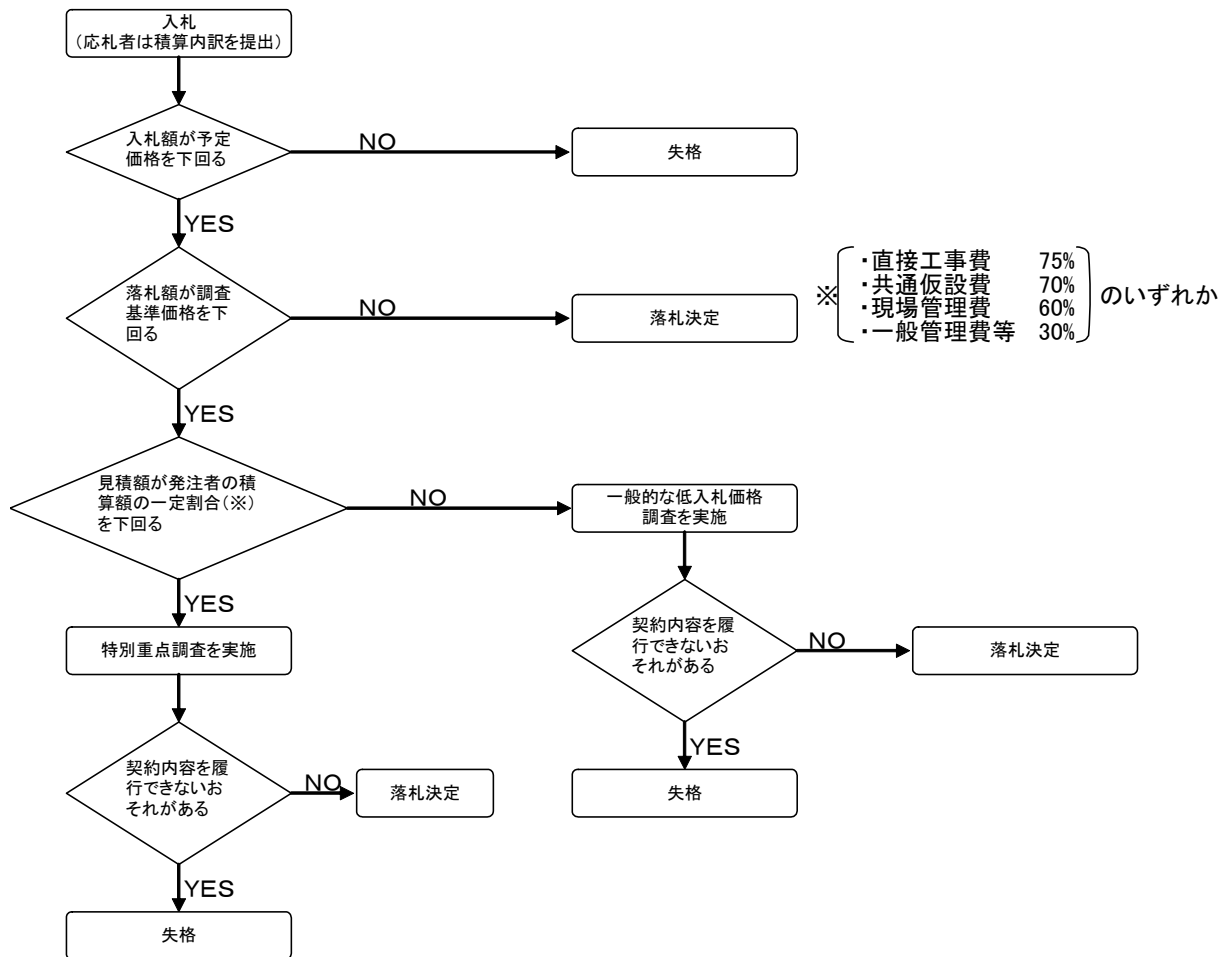


図 2-9 低入札価格調査制度のフロー (国土交通省の場合)

### 低入札価格調査制度のフロー(地方公共団体の場合)

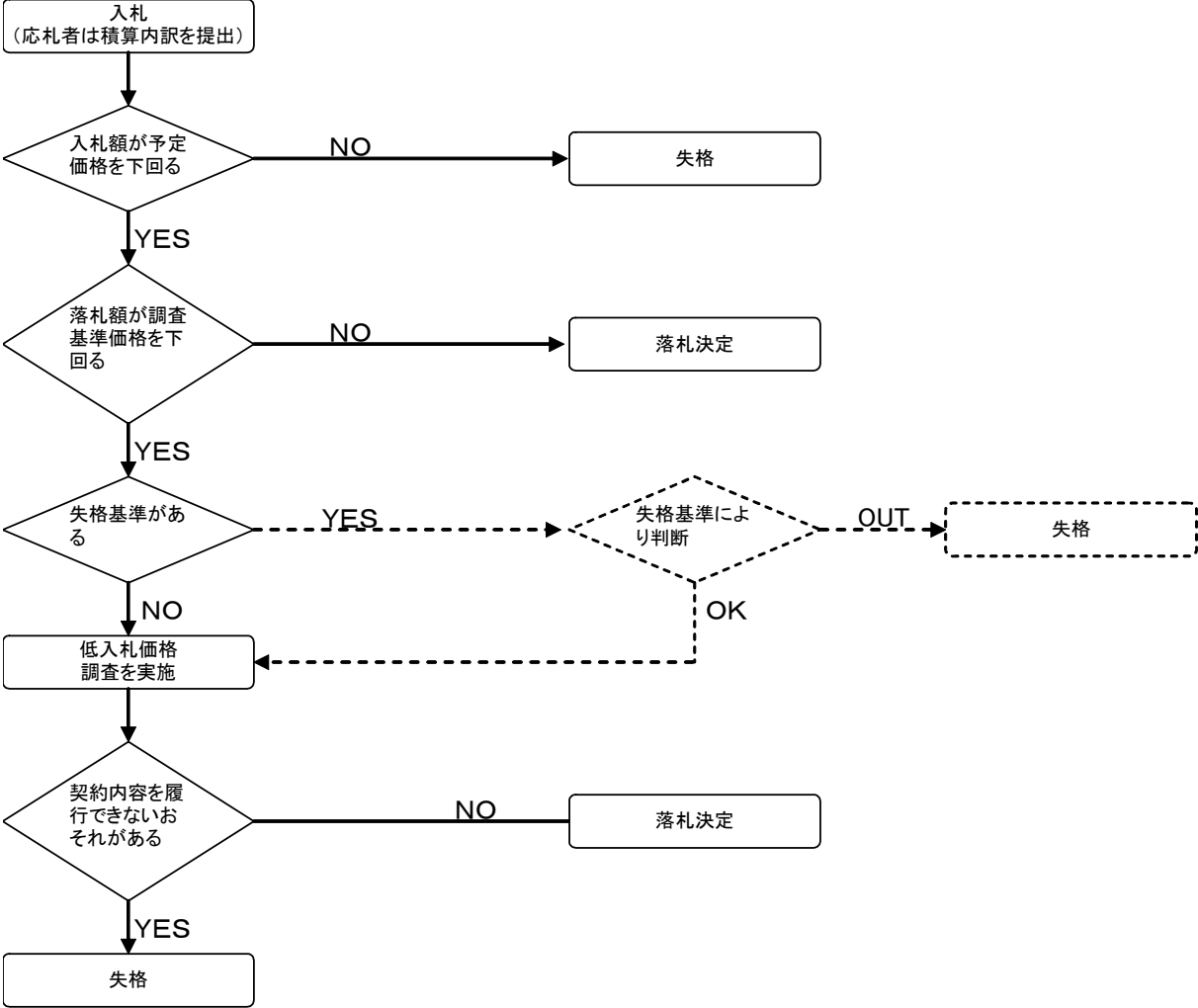


図 2-10 低入札価格調査制度のフロー（地方公共団体の場合）

## 2-3-2 最低制限価格制度

### (1) 概要

最低制限価格制度とは、競争契約にあたり、最低制限価格、すなわち予定価格に対する一定の割合の価格に達しない価格の入札は、たとえ予定価格の制限の範囲内の最低価格による入札であっても、これを無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札と決定する制度をいう。この最低制限価格制度は、地方公共団体について認められている制度であり、国の場合、この制度は採用されていない。

(参考) 地方自治法

#### ○地方自治法第234条第3項

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、政令の定めるところにより、最低の価格をもって申込みをした者以外の応札者を当該契約の相手方とすることができる。

#### ○地方自治法施行令第167条の10

2. 当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、最低制限価格以上の価格で申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

### (2) 現状と課題

#### ① 課題

最低制限価格制度を導入することにより、原価割れ発注の防止、工事の適正な施行の確保、企業の経営基盤の確保、低入札価格調査制度に比較して入札から契約までの事務処理が早く、計画的な事業執行を行える等の利点があり、表2-15の通り、都道府県、政令指定都市では8割以上、市区町村においても約6割の地方公共団体が採用している。

しかしながら、以下のような問題点もある。

○入札価格が最低制限価格を下回った場合、一律失格となり、入札参加者の技術力や積算努力が反映されない。

○最低制限価格制度と低入札価格調査制度を併用した場合には、適用範囲の設定根拠が容易ではない。

○最低限価格の事前公表を実施している場合には、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注することが懸念される。

○価格算出方法（設定率の範囲等）を公表、あるいは入札回数を重ねると、概ねの最低制限価格が推測できることとなり、上記と同様なことが懸念される。

## ② 最低制限価格の設定

多くの地方公共団体において、2－3－1の調査基準価格と同様な考え方で設定している。しかしながら、独自に、入札時の予定価格に係数を掛けた価格等を採用している地方公共団体もある。

### (3) 今後の方向性

各地方公共団体においては、上記の問題点を十分踏まえた上で、最低制限価格制度の採用を検討するものとする。ただし、政府調達に関する協定の対象工事については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意する。

なお、最低制限価格及び最低制限価格を類推させる予定価格の事前公表を行っている地方公共団体においては、事前公表の実施の適否について、十分検討した上で、弊害が生じることがないように、入札参加者について適切な積算が行われているかの確認や、品質確保に支障が生じないように監督・検査の徹底等に努めるとともに、弊害が生じた場合には、最低制限価格等の事前公表のとりやめを含む適切な対応を行う必要がある。

### 2-3-3 施工監督の重点化（工事）

低価格で入札された工事については、施工段階において、工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念される。このため、低入札価格調査対象工事において、国土交通省では、これまで様々な取り組みが実施されている。ここでは、監督体制の強化に関する事例を以下のように掲載する。なお、地方公共団体が、施工監督の委託等に係る費用は、「都市・地域整備局所管補助事業等における監督体制の確保について」（平成14年1月23日国都下事第586号下水道部下水道事業課長通知）により、補助対象となっているところである。

#### ① 下請契約予定者等の提出

契約担当課長は、低入札価格対象調査を行うに当たり、調査対象者に対して、調査対象予定工事における第1次下請契約予定者名及びその契約予定金額を記載した書面の提出を求めるものとする。

#### ② 監督体制の強化等

調査の結果、調査対象者が落札した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

##### ○施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

当該工事を所掌する主任監督員は、請負業者に対して、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の7第1項に規定する施工体制台帳の写しの提出を求めるものとする。施工体制台帳の写しの提出に際しては、必要に応じて請負業者の支店長、営業所長等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

##### ○施工計画書の内容のヒアリング

主任監督員は、一般仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者の支店長、営業所長等から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

##### ○重点的な監督業務の実施

監督職員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を入念に行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

##### ○労働安全担当部局との連携

主任監督員は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

##### ○厳格な検査の実施

検査は、本官契約及び分任官契約ともに、原則として、主任工事検査官又は工務検査課長が行うものとする。（国土交通省の例）

##### ○厳格な工場検査等の実施（機械・電気工事の場合）

工場製作を含む工事の場合は検査員による製品検査への立会いを実施するとともにビデオカメラ等による検査試験状況の記録を提出させるものとする。

#### 参考文献

番号	文書名	URL
※2-1	公共工事における総合評価方式活用ガイドライン	<a href="http://www.nilim.go.jp/lab/peg/sougou_guideline.htm">http://www.nilim.go.jp/lab/peg/sougou_guideline.htm</a>
※2-2	国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン	<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku/170930/01.pdf">http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku/170930/01.pdf</a>
※2-3	下水道工事における品質確保促進の手引き（案）	<a href="http://www.jswa.jp/02_katsudo/01/pdf/hinshitu_kakuho.pdf">http://www.jswa.jp/02_katsudo/01/pdf/hinshitu_kakuho.pdf</a>
※2-4	総合評価方式使いこなしマニュアル	<a href="http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku/181201/tsukaikonashi.pdf">http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku/181201/tsukaikonashi.pdf</a>
※2-5	地方公共団体向け総合評価実施マニュアル	<a href="http://www.mlit.go.jp/singikai/kensetsugyou/wg/070315/kaigishiryou_.html">www.mlit.go.jp/singikai/kensetsugyou/wg/070315/kaigishiryou_.html</a>
※2-6	技術者評価型プロポーザル方式実施の手引き（案）	<a href="http://www.nilim.go.jp/lab/peg/siryou/propo/tebiki.pdf">http://www.nilim.go.jp/lab/peg/siryou/propo/tebiki.pdf</a>

### 3. 地方公共団体への支援

地方公共団体においては、入札及び契約手続の透明性、競争の公正性並びに品質の確保を図るために、必要な執行体制の確保を努めることが望ましい。しかしながら、小規模な市町村においては、自ら体制を整備することが困難である場合も多く、国、都道府県、公的機関等が支援を行う必要がある。国土交通省は、地方公共団体における総合評価方式等の取り組みをフォローアップし、ホームページに公表するとともに、直轄事業の取り組み及び地方公共団体における新たな取り組みに関する情報を、全国の地方公共団体に対して引き続き提供する。

#### 3-1 データベース等の活用

新規参入者を含めた業者の技術的能力の審査を公平かつ効率的に行うためには、各発注者が発注した工事・調査の内容・成績評定、当該工事等を担当した技術者に関するデータを活用することが必要である。各工事等について、内容・成績評定等に関する資料をデータベースとして相互利用し、技術的能力の審査において活用する。

データベースとしては、財団法人日本建設情報総合センター及び財団法人建設業技術者センターが運営している発注者支援データベース・システム等を活用し審査及び評価の効率化を図ることが有益である。

なお、工事成績評定を導入していない発注者においては、国土交通省、東京都等が定めている請負工事成績評点要領を活用することができる。

また、電子入札の導入は、事務の簡素化、入札参加の競争性の一層の向上に資するためのものであるが、その導入にあたっては、公益法人あるいは先進自治体のシステムの活用・共同化等を図ることより、速やかな導入が期待される。

表 3-1 工事成績データベースの作成について

		作成		未作成	
		H17.10.1	H18.4.1	H17.10.1	H18.4.1
国		8	8	2	2
		80.0%	80.0%	20.0%	20.0%
特殊法人等		90	89	33	32
		73.2%	73.6%	26.8%	26.4%
地方公共団体	都道府県	35	41	12	6
		74.5%	87.2%	25.5%	12.8%
	指定都市	8	12	6	3
		57.1%	80.0%	42.9%	20.0%
	市区町村	494	507	856	680
	36.6%	42.7%	63.4%	57.3%	
小計		537	560	874	689
		38.1%	44.8%	61.9%	55.2%
計		635	657	909	723
		41.1%	47.6%	58.9%	52.4%

表 3-2 CORINSデータの活用について

		活用		未活用	
		H17.10.1	H18.4.1	H17.10.1	H18.4.1
国		10	12	8	6
		55.6%	66.7%	44.4%	33.3%
特殊法人等		71	85	62	46
		53.4%	64.9%	46.6%	35.1%
地方公共団体	都道府県	47	47	0	0
		100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	指定都市	13	14	1	1
		92.9%	93.3%	7.1%	6.7%
	市区町村	627	614	1598	1214
	28.2%	33.6%	71.8%	66.4%	
小計		687	675	1599	1215
		30.1%	35.7%	69.9%	64.3%
計		768	772	1669	1267
		31.5%	37.9%	68.5%	62.1%

※成績評定を実施していない団体は除く。



表 3-3 調査・設計成績データベースの  
作成について

		作成		未作成	
		H17.10.1	H18.4.1	H17.10.1	H18.4.1
国		6	6	0	2
		100.0%	75.0%	0.0%	25.0%
特殊法人等		57	51	23	15
		71.3%	77.3%	28.7%	22.7%
地方公共団体	都道府県	13	16	16	18
		44.8%	47.1%	55.2%	52.9%
	指定都市	3	4	7	6
		30.0%	40.0%	70.0%	60.0%
市区町村		115	93	218	190
		34.5%	32.9%	65.5%	67.1%
小計		131	113	241	214
		35.2%	34.8%	64.8%	65.8%
計		194	170	264	231
		42.4%	42.6%	57.6%	57.9%

※成績評定を実施していない団体は除く。

表 3-4 TECRISのデータの  
活用について

		活用		未活用	
		H17.10.1	H18.4.1	H17.10.1	H18.4.1
国		3	3	15	15
		16.7%	16.7%	83.3%	83.3%
特殊法人等		17	18	116	113
		12.8%	13.7%	87.2%	86.3%
地方公共団体	都道府県	31	35	16	12
		66.0%	74.5%	34.0%	25.5%
	指定都市	5	7	9	8
		35.7%	46.7%	64.3%	53.3%
市区町村		166	192	2059	1636
		7.5%	10.5%	92.5%	89.5%
小計		202	234	2084	1656
		8.8%	12.4%	91.2%	87.6%
計		222	255	2215	1784
		9.1%	12.5%	90.9%	87.5%

### 3-2 調達業務の支援

公共工事の品質確保の促進に関する法律では、全ての発注者に対し、総合評価方式の導入を求めており、さらに発注者の責務として技術審査や評価、工事の監督・検査等を適切に実施することされている。しかし、技術職員の少ない市町村等の地方公共団体では発注者自らが全てを実施することが困難である場合も想定される。このような発注者においては、国や都道府県等の支援を求めるとともに、必要な能力を持つ外部機関への発注関係事務を委託すること等が考えられる。この場合、中立かつ公正な立場での支援を求めるとともに、法令順守・秘密保持等の徹底を図る必要がある。発注関係業務の範囲には、設計補助、積算補助、技術審査補助、監督補助、検査補助等がある。地方公共団体において、総合評価方式に係る委託費用等は、「都市・地域整備局所管補助事業等における公共工事の品質確保について」（平成18年5月16日国都下事第23号下水道部下水道事業課長通知）により、補助対象となっているところである。

#### (1) 下水道関連法人

下水道事業の分野においては、地方共同法人である日本下水道事業団が地方公共団体の行う発注関係事務の全てを行えるほか、財団法人下水道新技術推進機構が新技術の評価及び新技術に係る設計・積算等の支援を行っている。以下、日本下水道事業団（J S）の技術援助メニューである。

##### ① 総合評価方式導入に関する支援

地方公共団体が下水道工事に総合評価方式を導入するにあたって、制度等に関する運用手法の整備を支援する。

## ② 総合評価方式の実施に関する支援

基本的に、入札・契約制度において総合評価方式が制度化されている地方公共団体に対して、個別の工事を対象に下記の項目を支援する。

- ・総合評価方式の適用検討に関すること
- ・入札公告における評価項目等の設定に関すること
- ・落札決定における技術提案評価等に関すること
- ・技術提案履行の確認に関すること

## ③ 総合評価方式の運用における学識経験者意見聴取に関する支援

- ・J Sに新たに学識経験者の委員会を設置し、意見聴取を支援
- ・学識経験者としてJ S職員を派遣

## ④ 低入札工事の監督強化等に関する支援

地方公共団体の発注工事において低入札が発生した場合に、工事内容に応じた監督体制の強化内容の検討・策定や施工段階での重点監督補助等を支援する。

### (2) その他

発注者支援制度は、国土交通省の各地方整備局等では既に運営されているので、これを活用することも有効である。表 3-5 に中部地方整備局における発注者支援の取組事例を示す(公共工事における総合評価方式活用検討委員会第 11 回 平成 19 年 3 月 2 日 資料)。また、図 3-1 には、支援制度の概念を支援機関として認定を受けた(財)三重県建設技術センターの事例を紹介する。

表 3-5 中部地方整備局における発注者支援の取り組み（例）

名 称	認定要件	業務内容	業務範囲（管理技術者）				
			設計補助	積算補助	技術審査補助	監督補助	検査補助
公共工事発注者支援機関認定制度	以下の全てに該当する者 ・ 認定を受けた機関と恒常的な雇用関係がある者 ・ 「発注者支援業務技術者認定試験（Ⅰ種またはⅡ種）」に合格した者 （有効期間：3年） ・ 「発注者支援業務技術者講習」を受講した者 （有効期間：3年）	発注者補助業務	○	○	○	○	○
公共工事発注者支援技術者認定制度（試行）			○	○	—	○	—
発注業務技術者制度（拡大）	以下の全てに該当する者 ・ 施工体制の確保に関する推進協議会を構成する中部地方整備局及び管内4県2政令市の職員 ・ 「発注者支援業務技術者認定試験（Ⅰ種）」に合格した者	総合評価委員会の学識経験者として総合評価を円滑に行えるようにサポート	—	—	学識経験者と同 等	—	—



図 3-1 三重県建設技術センターにおける発注者支援制度の枠組み（例）

## おわりに

本報告書は、「下水道事業における調達方法に関する検討会」の成果として、国土交通省直轄工事及び下水道事業等の地方公共団体工事における現状をとりまとめると共に、下水道事業における調達方法の今後の方向性（一般競争入札方式、総合評価方式、プロポーザル方式、低入札価格調査制度、最低制限価格制度、施工監督の重点化）及び地方公共団体への支援についてにとりまとめたものである。各地方公共団体において、下水道工事・調査の品質確保の促進に積極的に取り組む際に、参考としていただきたい。

「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する座談会 中間とりまとめ 平成 18 年 9 月」によると、「発注者は、公共サービスの享受者である国民に対して、透明性の高い競争を通じ、価格と品質が総合的に優れた工事等の調達を実施することで、最も価値のある社資本を提供する責任がある。また、建設業界の健全な発展なくして良質な社会資本整備はあり得ないことから、企業の技術・品質の向上や経営の安定への努力を適切に評価し、工事等の競争参加機会に適切に反映させることで、技術と経営に優れた企業を育成し建設業界の健全性を確保することにより、継続的かつ中・長期的な工事等の品質確保を図る責任がある。」とされている。一方、企業の技術・品質の向上のためには、技術者の育成や新技術の開発等、技術力の向上に継続的に努力することが必要である。

また、下水道施設は、国民の安全・安心を確保するとともに、環境を保全する社会基盤であり、長期間において使用されるものである。下水道施設の整備においては、その特性を踏まえて、品質が確保されるよう工事が実施されなければならない。

これらを勘案の上、各地方公共団体における下水道工事・調査の品質確保の取り組みが今後より一層促進されることを望む。

なお、本検討会は、平成 19 年度においても、下水道事業のよりよい品質を求めて、「多様な入札方式の導入促進」、「新技術の活用促進」、「工事の品質管理のモニタリングのあり方」等の課題について、引き続き検討することとしている。

1. 入札契約適正化法義務付け事項の実施率別地方公共団体数の分布

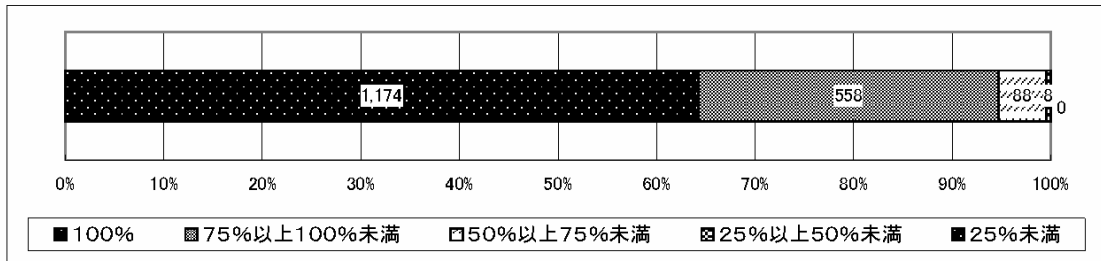
(平成18年4月1日現在)

	入札契約適正化法 義務付け事項実施率	人口5万人以上の 地方公共団体数	人口5万人未満の 地方公共団体数	合 計
完全実施	100%	477 (86.7)	697 (54.5)	1,174 (64.2)
一部 未実施	75%以上100%未満	67 (12.2)	491 (38.4)	558 (30.5)
	50%以上75%未満	6 (1.1)	82 (6.4)	88 (4.8)
	25%以上50%未満	0 (0.0)	8 (0.6)	8 (0.4)
	25%未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	合 計	550	1,278	1,828

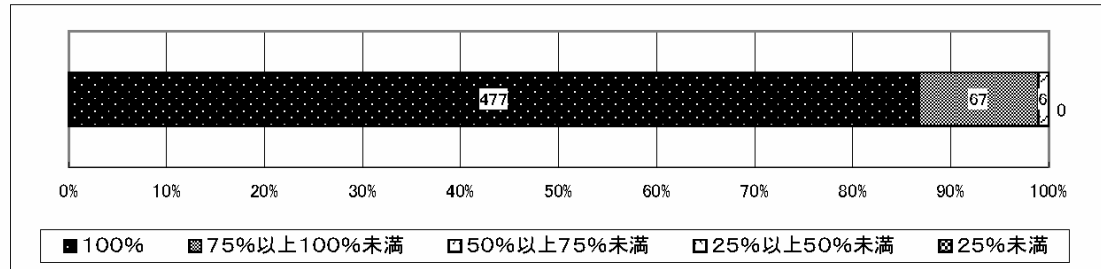
注1) 都道府県及び政令指定都市を除く

注2) ( ) 書きは%表示

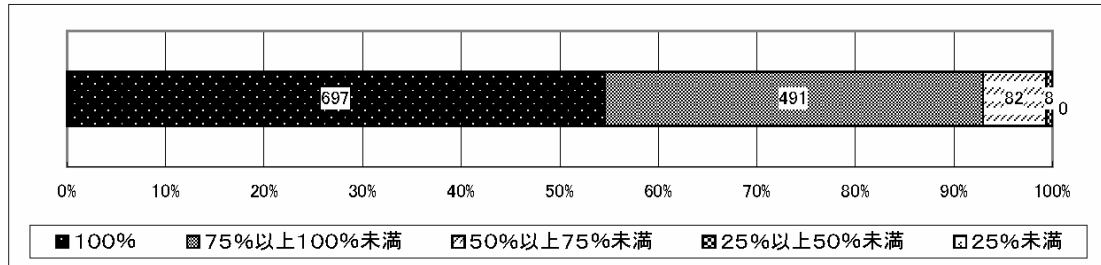
○地方公共団体の実施率毎の分布



○人口5万人以上の地方公共団体の実施率毎の分布



○人口5万人未満の地方公共団体の実施率毎の分布



2. 一般競争入札方式の事例

「事例1」

条件付き一般競争入札

- 1 工事名 ○○幹線管渠（シールド）工事（○工区）（電子入札対象案件）
- 2 工事場所 ○○県○○市
- 3 工事概要
 

工事延長	L = 1, 209.1 m
泥土圧シールド工	L = 1, 204.0 m
管渠径	φ = 1, 350 mm
特殊人孔	N = 1 基
地盤改良工・付帯工・仮設工	N = 1.0 式
- 4 予定価格 ○ 円（税込み）
- 5 工期 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日まで

6 競争参加資格要件

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格決定を受けている者であること。
- (2) 構成員の出資比率の下限は20%以上、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (3) 経常建設共同企業体が構成員となる結成ではないこと。
- (4) 特定建設工事共同企業体の全ての構成員に必要な資格は、次のとおりである。
  - (ア) 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく○○県の入札参加の制限を受けていない者であること。
  - (イ) ○○県建設工事入札参加資格審査要項（平成○年○○県告示第○号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
  - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に○○県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
  - (エ) ○○県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
  - (オ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
  - (カ) 契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (キ) その他の要件
  - ① 配置予定の監理（主任）技術者を当該工事に配置できないときは、入札参加資格を認めないこと、入札無効とすること及び契約解除を行う。
  - ② 選任配置される技術者は、所属する建設業者と3月以上の雇用関係があること。
- (5) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
  - (ア) 平成○・△年度○○県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付けが「○」であること。
  - (イ) 平成○・△年度○○県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の総合点数が○点以上であること。
  - (ウ) 過去10年以内に国内で元請けとしてシールド工法による下水道管渠工事を施工した実績（共同

企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る)があること。

(エ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者、又はこれに準ずる者であること。
  - ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
  - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

③ 過去10年以内に国内において下水道法第2条に規定する公共下水道又は流域下水道でシールド工法による管渠工事(元請けとして施工したものに限る)の経験を有する者であること。

(オ) ○○県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)又は、営業所(支店等)があること。

(カ) 土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。

(6) 代表構成員以外の構成員(その1)は、次の基準を満たす者であること。

(ア) 平成○・△年度○○県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付けが「○」であること。

(イ) 一級土木施工管理技士の資格を有する者を対象工事に専任で配置できること

(ウ) ○○県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。

(エ) 土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。

(7) 代表構成員以外の構成員(その2)は、次の基準を満たす者であること。

(ア) 平成○・△年度○○県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付けが「○」又は「△」であること。

(イ) 一級土木施工管理技士の資格を有する者を対象工事に専任で配置できること。

(ウ) ○○流域下水道関連市町村内(○○市・××市・△△市・□□市・▽▽市・◇◇市・□町・○町・×村)に建設業法に基づく主たる営業所(本店)を有する者であること。

(エ) 土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。

## 7 設計業務等の受託者等

(1) 6(4)の(オ)の「対象工事に係る設計業務の受託者」とは、次に掲げる者である。

株式会社 ○○

(2) 6(4)の(オ)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。

(ア) 株式会社 ○○の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を

超える出資をしている建設業者。

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が株式会社 ○○の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

## 8 入札公告から開札までの日程

- |                                      |                             |
|--------------------------------------|-----------------------------|
| (1) 入札公告及び入札説明書の交付                   | 平成○年○月○日                    |
| (2) 競争参加資格確認申請書、建設工事入札参加資格審査申請書等受領期間 | 平成○年○月○日～平成○年○月○日<br>(提出期限) |
| (3) 資格確認通知書発行                        | 平成○年○月○日                    |
| (4) 入札書提出期間                          | 平成○年○月○日～平成○年○月○日<br>(提出期限) |
| (5) 開札                               | 平成○年○月○日                    |

## 「事例2」

### 一般競争入札

#### 1 工事概要

- (1) 工 事 名 ○○浄化センター水処理設備工事その○
- (2) 工事場所 ○○県○○町地内
- (3) 工事内容

本工事は、○○浄化センター（全体計画下水量（日最大）○○m<sup>3</sup>/日）の水処理施設（処理法：凝集剤添加活性汚泥法、今回対象計画下水量（日最大）○○m<sup>3</sup>/日）に係る機械設備工事である。（対象工事）

- |            |    |            |    |
|------------|----|------------|----|
| 1. 沈砂池設備   | 一池 | 2. 最初沈殿池設備 | 一池 |
| 3. 反応タンク設備 | 一池 | 4. 最終沈殿池設備 | 一池 |
| 5. 消毒設備    | 一式 | 6. その他付属設備 | 一式 |

- (4) 工 期 契約の翌日から平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日まで

#### 2 競争参加資格

本工事に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達（平成○年達第○号）第○条第○号○から○及び第○条の○の規定に該当しない者であること。
- (2) ○○において一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) ○○における下水処理設備工事有資格業者の認定を受け、○等級に格付けされた者であること。
- (5) 平成○年度以降に次のいずれかに該当する機械工事を元請として施工し、引き渡した実績（特定、経常又は大手企業提携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）を有する者であること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

優遇措置による工事受注は、平成○年度優良施工業者にあつては、平成○・△年度（2ヵ年）、平成○年優良施工業者にあつては、平成○・△年度（2ヵ年）において1業者あたり1件に限ることとし、現在、既に他の工事案件で優良施工業者として落札者として決定した場合は、本案件について優良施工業者としての優遇措置の取扱いを行わない。

- ① 全体計画下水量が1（3）の今回対象計画下水量の1/2以上（ただし、○○から平成○年度又は平成○年度優良施工業者としての通知を受けた者は1/3以上）で、かつ処理方式が1（3）の処理方式と同一あるいは標準活性汚泥法等の、下水道法上の終末処理場に係る水処理設備工事。標準活性汚泥法等とは、標準活性汚泥法、酸素活性汚泥法、長時間エアレーション法、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒法、ステップ流入式多段硝化脱窒法、硝化内生脱窒法、嫌気好気活性汚泥法、担体利用処理法のいずれかに該当するものをいう。
- ② 全体計画下水量が1（3）の今回対象計画下水量と同規模以上（ただし、○○から○年度又は平成○年度優良施工業者としての通知を受けた者は1/2以上）で、かつ処理方式が1（3）の処理方式と同一あるいは標準活性汚泥法等の、地方公共団体等が発注した下水道類似施設（地域し尿処理施設、農業集落排水処理施設等をいう。以下同じ。）に係る水処理設備工事。
- ③ 計画下水量が①又は②の条件で、処理方式が1（3）と異なる処理方式の実績を有する者のうち、当該工事と同一処理方式の下水汚水での実証プラント等による実証テストにより技術力を証明できる者。
- ④ 計画下水量が①又は②の条件で反応タンク又は最終沈殿池のいずれかの機械設備工事の施工



実績を有する者のうち、下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等の発注した下水道類似施設に係る機械設備工事（反応タンク及び最終沈殿池を含むものに限るが、処理方式及び規模条件は問わない。）の施工実績を有し、かつ当該工事と同一処理方式の下水汚水での実証プラント等による実証テスト等により技術力を証明できる者。

ただし③、④の条件で受注できるのは一回限りとする。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。  
なお、専任期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日を予定する。
- ① 平成○年度以降に元請けとして施工し、引き渡した1（3）に掲げる対象工事の代表となる機械設備工事内容で、下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験（POD及び補修工事は除く。）を有する者であること。
  - ② 主任技術者は水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る資格要件を満たす者であること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（水又は機）を有する者であること。  
なお、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を交付された者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす設計担当技術者を配置できること。
- ① 平成○年度以降に元請けとして施工し、引き渡した1（3）に掲げる対象工事の代表となる機械設備工事内容で、下水道法上の終末処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験（POD及び補修工事は除く。）を有する者であること。
  - ② 水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る主任技術者に準じる学科を修め大学（高等専門学校を含む）卒業後3年若しくは高等学校（中等教育学校を含む）卒業後5年以上の機械設備の設計実務経験、又は水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る10年以上の機械設備の設計経験を有する者。又は監理技術者資格者証（機）を有する者であること。
- (8) ○○が発注した工事における工事成績評定表における評定点の平均が過去2年連続して60点未満でないこと。
- (9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、○○から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和○年○月○日付○第○号）に基づく指名停止を「○○区域」において受けていないこと。
- (10) 1（1）に示した工事に係わる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

### 3 入札手続等

(1) 担当部課

○○

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）までの毎日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前○時から午前○時まで、午後○時から午後○時まで。
- ② 交付場所 ○○
- ③ 交付方法 交付に当たっては、実費を徴収する。（郵送（託送を含む。）による交付を希望する場合は(2)②にファックスにて申し込むこと。この場合においては郵便振替により実費を徴収する。）

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）までの毎日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前○時から午前○時まで、午後○時から午後○時まで。
- ② 提出場所 ○○
- ③ 提出方法 持参すること。

(4) 入札執行の日時並びに入札書の提出方法

- ① 日 時 平成○年○月○日（○） 午後○時○分

- ② 場 所 ○○
- ③ 提出方法 持参すること。

#### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除。
  - ② 契約保証金 納付（保証金取扱店 ○銀行 ○支店）。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法  
○○会計規程（昭和○年規程第○号）に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定主任（監理）技術者の確認  
落札決定後、（財）日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」等により、配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (6) 手続における交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 今回対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を今回対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (10) 本工事は、工事着手後、担当工事監督委員への連絡、書類提出、施工状況報告などに関する書類、写真等の情報交換に電子メールを活用すること。
- (11) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

詳細は入札説明書による

## 参考資料 3

### 3. 総合評価方式の事例

#### ● 管きよの事例

(標準型)

除算方式

工事名	雨水貯留管建設工事		
工事内容	泥土圧シールド 仕上り内径 3,750mm 延長 1,150m 特殊人孔築造 2箇所 (シールド発進部、到達部) 分水人孔 8箇所 集水管敷設 泥濃式推進工 内径1,200mm、延長 55m 泥土圧式推進工 内径800mm、延長68m		
評価項目		評価指標	配点
企業の高度な技術	トンネルの出来形への配慮	漏水防止対策 クラック防止対策 平面・縦断線形管理方法	4
	沈下防止対策	沈下防止対策	3
	施工時における周辺対策	振動・騒音防止対策 施工中における浸水発生時の現場対策及び地域貢献	3

加算方式

工事名	下水道管渠工事		
工事内容	土木一式 推進工 (泥濃式) 工事延長 L=63.1m 仕上内径 φ2,600mm 地盤改良工 1式		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績 (過去10年間)	1
		ISO9001・14001認証取得	1
	配置予定技術者の能力	資格	1
		同種工事の経験 (過去10年間)	2
企業の高度な技術力	施工計画	推進機が予期できなかった障害物 (流木と想定する) により推進が中断した場合の対策 (推進器に係る工夫も含める)	5
		既設管の接合時に既設管の切断面から漏水が発生した場合の対策	5
		環境配慮指針 (案) に基づく、具体的な環境への配慮 (数値目標と比較対象となる標準値、具体的な手法、効果検証法など) *法令や仕様書などで実施が義務づけられているものは評価対象外とする。	5

## 除算方式

工事名	下水道管渠工事		
工事内容	施工延長 1960.0m 泥土圧式シールド工 (φ1,350mm, L=1,957m) 人孔 5基		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績 (過去10年間)	10
		配置予定技術者の能力	資格
		同種工事の経験 (過去10年間)	10
企業の高度な技術力	施工計画	工期の短縮日数	20
		施工計画の適切性	20
		転用シールドマシンによる安全・確実な施工について	20
		ガス対応も含めた坑内作業の安全対策について	20

配点については計10点となるようにそれぞれ10/105を乗じている

## (簡易型)

## 除算方式

工事名	下水道管渠工事		
工事内容	下水道管渠工事 L=460m 開削工 (φ400ダクタイル管)		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	企業の施工能力	過去10年間の同種工事の施工実績	2
		過去1年間の県発注工事成績平均点75点以上	3
		ISO9001・14001認証取得状況	2
	配置予定技術者の能力	主任技術者の保有する資格	1
		過去5(10)年の施工経験の有無	2
		現場代理人・主任(監理)技術者の経験	1

## 除算方式

工事名	下水道管渠工事		
工事内容	下水道管渠工事 幹線L=575.25m 開削工 (φ250ダクタイル管) 幹線L=576.25m 開削工 (φ500ダクタイル管)		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	企業の施工能力	過去5年間の同種工事の施工実績	2
		過去1年間の県発注工事成績平均点75点以上	3
		ISO9001・14001認証取得状況	2
	配置予定技術者の能力	過去5(10)年の施工経験の有無	2
		現場代理人・主任(監理)技術者の経験	1
企業の信頼性・社会性	地域精通度	管内に本店、営業所を有すること。	1

## 加算方式

工事名	下水道管渠工事		
工事内容	塩ビ管布設工 (φ 600mm, L=17m) 小口径オーガ推進工 (φ 600mm, L=40m) 小口径泥水推進工 (φ 600mm, L=38m) ライナープレート立坑築造工 (H=4.9m~7.1m, 4か所) ほか下水道管渠工事		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	施工計画	施工上配慮すべき事項	3
		安全管理に留意すべき事項	3
	企業の施工能力	同種工事の施工実績 (過去 10 年間)	2
		工事成績評定点の実績 (過去 2 年間で 80 点以上の回数)	2

## 加算方式

工事名	下水道管渠工事		
工事内容	泥濃式推進工 (φ 1,000m~φ 1,350mm, L=335.2m, R=30m (1か所)) 小口径推進工 (φ 600mm, L=101.6m)		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	施工計画	施工上の課題に係る技術的所見	3
		施工上配慮すべき事項	3
		安全管理に留意すべき事項	3
	企業の施工能力	同種工事の施工実績 (過去 10 年間)	2
		工事成績評定点の実績 (過去 2 年間で 80 点以上の回数)	2
配置予定技術者の能力	施工経験 (過去 10 年間)	2	
企業の信頼性・社会性	地域精通度	建設業の許可における主たる営業所の所在地	1

## 除算方式

工事名	下水道管渠工事		
工事内容	施工延長 222.9m 泥濃式推進工 (φ 1,100mm, L=216.5m) 立坑 1基		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	施工計画	安全・確実な推進の施工について	20
		空港の制限表面への対応及び近隣住宅地への配慮	20
	企業の施工能力	同種工事の施工実績 (過去 10 年間)	10
	配置予定技術者の能力	資格	5
同種工事の経験 (過去 10 年間)		10	

配点については計 10 点となるように 10/65 をそれぞれ乗じている

加算方式

工事名	下水道管渠工事		
工事内容	リブ付き硬質塩化ビニール管 φ150mm～φ200mm 埋戻し材は改良土を使用 軽量工矢板建て込み工 地震時における液状化が懸念されるため、施工管理方法について技術的所見を求める。		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	施工計画	発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性	4
	企業の施工能力	同種工事の施工実績（過去8年間）	0.5
		工事成績評定（市の平均点以上を評価する）	1.5
		優良工事表彰の有無	0.5
		イメージアップ優良工事表彰	0.5
		ISO9001・14001認証取得	0.5
	配置予定技術者の能力	同種工事の経験（過去10年間）	0.5
企業の信頼性・社会性	地域精通度	地域内における本支店、営業所の所在地の有無 過去1年間の指名停止の状況	0.5
	地域貢献度	災害協定等による地域貢献の実績（過去5年間）	0.5
		労働福祉（障害者雇用状況）	0.5
		地元下請率	0.5

● 処理場の事例  
(標準型)

除算方式

工事名	浄化センター汚泥焼却施設建設工事		
工事内容	焼却炉の機械棟、焼却炉棟等の土木・建築工事 機械棟（RC造、地下1階地上3階、建築面積212.83m <sup>3</sup> 、延べ面積629.76m <sup>2</sup> ） 新築一式（建築機械設備工事、建築電気設備工事を含む） 焼却炉棟（鉄骨造、地下1階地上1階、建築面積755.79m <sup>3</sup> 、延べ面積851.32m <sup>2</sup> ） 新築一式（建築機械設備工事、建築電気設備工事を含む） 以下省略		
評価項目		評価指標	配点
企業の高度な技術力	効率的で安全な作業環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地を有効に活用した作業ヤードの工夫</li> <li>仮設足場における安全対策の工夫</li> <li>維持管理を考慮した工事車両等の動線計画</li> </ul>	4
	プラント施設及び強風を配慮した安全な鉄骨建方	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の焼却炉に配慮した鉄骨建方（揚重機配置計画を含む）の安全対策</li> <li>稼働中の焼却炉への災害を防止する揚重機配置計画及び鉄骨の吊り込み計画</li> <li>強風に対する鉄骨建方の安全対策（揚重機使用計画も含む）</li> </ul>	4
	省資源・省エネルギー等に対応した資機材の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設廃材の少ない材料の使用及び施工（簡易梱包等の養生案も含む）</li> <li>省エネ対策、環境対策を施した建設機械等の使用と運転の工夫（運搬用車両も含む）</li> </ul>	2

除算方式

工事名	浄化センター施設建設工事		
工事内容	中央監視電気設備改築工事		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績（過去10年間）	2
		工事成績評定点	4
	配置予定技術者の能力	同種工事の経験（過去10年間）	2
		工事成績評定点	4
企業の高度な技術力	施工計画	供用性の向上	20
		安定性の向上	15
		施工計画	9
		特筆すべき工夫	5

配点については計20点となるように20/61をそれぞれ乗じている

除算方式

工事名	浄化センター施設建設工事		
工事内容	送風機機械設備工事		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	企業の施工能力	同種工事の施工実績（過去10年間）	2
		工事成績評定点	4
	配置予定技術者の能力	同種工事の経験（過去10年間）	2
		工事成績評定点	4
企業の高度な技術力	施工計画	工事目的物の性能・機能の向上（機器の効率等）	65
		施工の確実性の確保（施工計画）	9

配点については計20点となるように20/86をそれぞれ乗じている

除算方式

工事名	浄化センター水処理設備工事		
工事内容	本工事は処理方式：膜分離活性汚泥法 汚泥処理水処理施設、汚泥処理施設に係る機械設備工事 沈砂池設備一式、反応タンク設備二池、消毒設備一式、用水設備一式、薬注・脱水設備一式、脱臭設備一式、その他付属設備一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の高度な技術力	送風機の使用電力量の削減	膜分離処理システムを供用した場合の年間使用電力量	4
		送風機の騒音の削減	現地における騒音
	維持管理効率の向上	膜処理設備の付属消耗品の10年間における維持管理計画	2
		膜ユニットの洗浄方法	1
		異常時（閉塞等）の発生ユニットの特定方法	1

除算方式

工事名	浄化センター電気設備工事		
工事内容	処理方式：オキシデーションディッチ法 水処理施設に係る電気及び電気通信工事 受変電設備一式、運転操作設備一式、計装設備一式、監視制御設備一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の高度な技術力	電力損失の削減	変圧器の電力損失の削減	2
	無効電力の削減	電力の力率改善	3
	停電時のシステム動作の最適化（UPS対象機器の省エネルギー化）	以下についての「ハード面」「ソフト面」 ①CRT監視装置 ②制御装置 ③計装機器類	3
	Web監視の信頼性の向上（Web監視機能に対する維持管理面からの機能）	「機能性」 「使用性」 「セキュリティ対策」	2



除算方式

工事名	浄化センター水処理設備工事		
工事内容	全体計画処理方式：膜分離活性汚泥法 汚泥処理水処理施設、汚泥処理施設に係る機械設備工事 沈砂池設備一式、反応タンク設備二池、消毒設備一式、用水設備一式、薬注・脱水設備一式、脱臭設備一式、その他付属設備一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の高度な技術力	電力損失の削減	変圧器のエネルギー消費効率	2
	無効電力の削減	電力の力率改善	2
	自家用発電設備の燃料消費率	自家用発電設備の燃料消費率	2
	設備の異常時対策の向上(緊急時の対応)	停電、機器・主要部品の故障など処理機能に直接的に影響を与えるような非常事態に対し、運転管理者への確に異常状態が伝わるシステム構成	2
	設備の異常時対策(緊急時対応の信頼性の向上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新M型受変電設備の制御・操作電源等の故障対応及び通報方法</li> <li>・制御電源（コントロールセンター等）の故障対応及び通報方法</li> <li>・計装電源及び同機器の故障対応及び通報方法</li> <li>・動力、制御、計装電源の分割に対する提案</li> <li>・その他システム構成上で配慮すべき事項</li> </ul>	2

除算方式

工事名	浄化センター設備工事		
工事内容	膜分離活性汚泥法水処理設備 汚泥処理設備		
評価項目		評価指標	配点
企業の高度な技術力	送風機の使用電力量の削減	膜分離処理システムを供用した場合の年間使用電力量	4
	送風機の騒音の削減	現地における騒音	2
	維持管理効率の向上	膜処理設備の付属消耗品の10年間における維持管理計画	2
		膜ユニットの洗浄方法	1
		異常時（閉塞等）の発生ユニットの特定方法	1

## 除算方式

工事名	浄化センター水処理設備工事		
工事内容	処理方式：標準活性汚泥法 水処理施設に係る機械設備工事 最初沈殿池設備一池、反応タンク設備一池、最終沈殿池設備一池、消毒設備一式、脱臭設備一式、その他付属設備一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の高度な技術力	散気装置の酸素移動効率の向上	散気装置の酸素移動効率	3
	活性炭のライフサイクルコストの削減	10年間における活性炭の維持管理費用	3
	反応槽水中攪拌機の維持管理効率の向上	15年間における水中攪拌機の分解点検における作業の容易性、必要人工・日数	2
	樹脂チェーンの維持管理性の向上	リサイクル実施の可能性、必要費用	1
供用後の樹脂チェーンの調整方法、必要人工、日数		1	

除算方式

工事名	浄化センター電気設備工事		
工事内容	処理方式：標準活性汚泥法 水処理施設に係る電気及び電気通信工事 受変電設備一式、運転操作設備（水処理・主ポンプ）一式、計装設備（水処理・主ポンプ）一式、監視制御設備一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の高度な技術力	電力損失の削減	変圧器の電力損失の削減	3
	無効電力の削減	沈砂池ポンプ棟電力の力率改善	3
	制御設備の信頼性の向上（沈砂池主ポンプ制御及び送風機制御用コントローラーに対し、CPUの二重化を基本とした、ソフト面、ハード面からの信頼性向上対策）	ソフト面 「成熟性」「障害許容性」「回復性」 ハード面 「信頼性」「可用性」 「保守性」	3
	計装設備の維持管理効率の向上（DO計の洗浄方法、取り付け方法などメンテナンス向上対策）	「具体性」「簡便性」 「信頼性」 「作業の容易性」	0.5
	計装設備の維持管理効率の向上（MLSS計の洗浄方法、取り付け方法などメンテナンス向上対策）		0.5

(簡易型)

加算方式

工事名	浄化センター電気設備工事		
工事内容	機器の製作・据付工 一式 ・生物脱臭装置 一式 ・脱臭ファン、ダクト設備 一式・ ・電気設備 一式 既設設備撤去工 一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	施工計画	施工計画等	8
	企業の施工能力	技術力	3
	配置予定技術者の能力	技術力	5
企業の信頼性・社会性	地域貢献度	地域貢献	2
		労働福祉（企業年金制度導入の有無）（建退共・退職一時金制度の導入の有無）（障害者雇用状況）など	2

加算方式

工事名	浄化センター設備工事		
工事内容	機器の製作・据付工 一式・遠心脱水機（処理能力10m <sup>3</sup> /h）N=1台・脱水ケーキ搬出設備工 一式・汚泥供給設備工 一式・薬品供給設備工 一式配管設備工 一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	施工計画	施工上の課題に対する技術的所見(建築・設備)	10
		品質管理の頻度・方法	5
	企業の施工能力	同種工事の経験（過去5年間）	1
		不誠実な行為の有無	0
		企業の工事成績評定（過去5年間の平均）	2
		優良建設工事施工者表彰（過去5年間）	2
		ISO9001・14001 認証取得状況	2
	配置予定技術者の能力	同種工事の経験（過去5年間）	1
		同種工事成績評定実績（過去2年間の最高点）	4

配点については計20点となるように20/27をそれぞれ乗じている

加算方式

工事名	浄化センター設備工事		
工事内容	機器の製作・据付・撤去工 一式 配線・配管工 一式 試験・調整工 一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	施工計画	施工上の課題に対する技術的所見(建築・設備)	10
		品質管理の頻度・方法	5
	企業の施工能力	同種工事の経験(過去5年間)	1
		工事成績評定(過去5年間の平均)	2
		優良建設工事施工者表彰(過去5年間)	2
		ISO9001・14001 認証取得状況	2
	配置予定技術者の能力	同種工事の経験(過去5年間)	1
同種工事成績評定実績(過去2年間の最高点)		4	
継続教育(CPD)の取得状況		1	
企業の信頼性・社会性	地域精通度	県内企業の活用計画	2
		災害時対応またはその他の地域貢献の実績(過去2年間)	1
	地域貢献度	労働福祉(建退共・退職一時金制度の導入の有無)	2
		労働福祉(企業年金制度導入の有無)	2
		労働福祉(障害者雇用状況)	2

配点については計20点となるように20/37をそれぞれ乗じている

除算方式

工事名	浄化センター設備工事		
工事内容	汚泥機械濃縮装置 機械設備 一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	企業の施工能力	過去5年間の同種工事の施工実績	2
		ISO9001・14001 認証取得状況	2
	配置予定技術者の能力	過去5(10)年の施工経験の有無	2
		現場代理人・主任(監理)技術者の経験	1
企業の信頼性・社会性	地域精通度	県外業者の場合 (県内に建設業法第3条に規定する営業所を有すること)	1

## 加算方式

工事名	浄化センター設備工事		
工事内容	チェーンフライト式汚泥かき寄せ機製作 据付16池分 汚泥かき寄せ機駆動装置製作 据付16台 スカム除去装置製作 据付16基		
評価項目		評価指標	配点
企業の 技術力	施工計画	工程管理に係る技術的所見	3
		安全管理に留意すべき事項	3
	企業の 施工能力	同種工事の施工実績（過去10年間）	2
		工事成績評定点の実績（過去2年間で80点以上の回数）	2

● ポンプ場の事例  
(標準型)

除算方式

工事名	ポンプ場ポンプ設備工事		
工事内容	雨水ポンプ場（ポンプ形式スクリーポンプ） 沈砂池設備5池、主ポンプ3台、その他付属設備一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の高度な技術力	ポンプ駆動用ガスタービンの効率	燃料消費率	3
	ポンプ原動機の騒音及び排気騒音	原動機室の騒音 排気口の騒音	2
	ポンプ等の防錆方法（除塵機、スクリーポンプ、水中ポンプ）	塩分濃度の推定、防錆方法、延命効果	2
	運転中の停電に対するポンプ運転対応	非常用自家発電装置が起動し給電開始するまでの方法及び接続時間	3

除算方式

工事名	ポンプ場電気設備工事		
工事内容	雨水ポンプ場電気設備工事 受変電設備一式、自家発電設備一式、運転操作設備一式、計装設備一式、監視制御設備一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の高度な技術力	受変電設備の信頼性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成部品の信頼性</li> <li>・ 耐環境性</li> <li>・ 警報出力項目</li> </ul>	3
	ポンプ設備運転中の停電時における制御方法	ガスタービン駆動ポンプ設備動作中に停電した場合に自家発電設備起動までの間、ポンプ運転を継続させるためのシステム構成	2
	設備非常時への対応	部品の供給体制及びフォローアップ体制	5

(簡易型)

加算方式

工事名		ポンプ場電気設備工事	
工事内容		機械製作・据付工事 一式 (1)No.3主ポンプ設備 N=1台 (2)No.2ポンプ井攪拌機 N=1台 配管工事 一式 試運転調整 一式	
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	施工計画	施工上の課題に対する技術的所見	10
		品質管理の頻度・方法	5
	企業の施工能力	同種工事の経験（過去5年間）	1
		工事成績評定（過去5年間の平均）	2
		優良建設工事施工者表彰（過去5年間）	2
	配置予定技術者の能力	ISO9001・14001 認証取得状況	2
		同種工事の経験（過去5年間）	1
同種工事成績評定実績（過去2年間の最高点）		4	
企業の信頼性・社会性	地域精通度	県内企業の活用計画	2
		災害時対応またはその他の地域貢献の実績（過去2年間）	1
	地域貢献度	労働福祉（建退共・退職一時金制度の導入の有無）	2
		労働福祉（企業年金制度導入の有無）	2
		労働福祉（障害者雇用状況）	2

配点については計20点となるように20/37をそれぞれ乗じている

加算方式

工事名		ポンプ場電気設備工事	
工事内容		汚泥脱水機 1台 ケーキ搬送ポンプ 1台 汚泥供給ポンプ 1台 汚泥混合槽攪拌機 2台 混合汚泥移送ポンプ 2台	
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	施工計画	材料の品質管理に係る技術的所見	2
		施工上特に配慮すべき事項に対する対応	4
	企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績（過去10年）	1
		工事成績評定点（過去2年間の平均）	2
		契約後VEの実績の有無（過去10年間）	1
	配置予定技術者の能力	同種・類似工事の施工実績（過去10年）	1
主任（監理）技術者の工事成績評価点（過去2年間の平均）		2	
企業の信頼性・社会性	地域精通度	地域内における本支店、営業所の所在の有無	1
	地域貢献度	災害協定に基づく活動実績の有無（過去5年間）	1
		ボランティア活動の実績の有無（過去5年間）	1



## 加算方式

工事名	ポンプ場施設建設工事		
工事内容	R C造地下部、施工面積 A=238m <sup>2</sup> 躯体工 一式 基礎工 中堀杭 φ=600mm, SC+PHC杭, L=51.0m, N=30本 連絡管布設工 φ=500mm, L=69.3m, φ=800mm, L=1.4m 仮設工 一式		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	施工計画	施工の手順	10
		品質管理の頻度・方法	5
	企業の施工能力	同種工事の経験（過去5年間）	1
		不誠実な行為の有無	0
		工事成績評定（過去5年間の平均）	2
		優良建設工事施工者表彰（過去5年間）	2
		ISO9001・14001 認証取得状況	2
	配置予定技術者の能力	同種工事の経験（過去5年間）	1
		同種工事成績評定実績（過去2年間の最高点）	4
		継続教育（CPD）の取得状況	1
企業の信頼性・社会性	地域精通度	県内企業の活用計画	2
		県又は市町村の施設管理業務の実績	1
		災害時対応またはその他の地域貢献の実績（過去2年間）	1
	地域貢献度	労働福祉（建退共・退職一時金制度の導入の有無）	2
		労働福祉（企業年金制度導入の有無）	2
		労働福祉（障害者雇用状況）	2

配点については計20点となるように20/38をそれぞれ乗じている

## 加算方式

工事名	ポンプ場電気設備工事		
工事内容	ポンプ設備 新設 1台 移設 3台 仕切弁 手動式 13台 電動式 1台		
評価項目		評価指標	配点
企業の技術力	施工計画	材料の品質管理に係る技術的所見	2
		施工上の課題に対する技術的所見	2
		施工上特に配慮すべき事項に対する対応1	4
		施工上特に配慮すべき事項に対する対応2	4
	企業の施工能力	同種・類似工事の施工実績（過去10年）	1
		工事成績評定点（過去2年間の平均）	2
		契約後VEの実績の有無（過去10年間）	1
	配置予定技術者の能力	同種・類似工事の施工実績（過去10年）	1
主任（監理）技術者の工事成績評価点（過去2年間の平均）		2	
企業の信頼性・社会性	地域精通度	地域内における本支店、営業所の所在の有無	1
	地域貢献度	災害協定に基づく活動実績の有無（過去5年間）	1
		ボランティア活動の実績の有無（過去5年間）	1

配点については計20点となるように20/22をそれぞれ乗じている

- ◎ 東京都の施工能力審査型総合評価方式
  - ・ 東京都入札情報サービス  
( <http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/indexPbi.jsp> )
  - ・ 東京都下水道局入札情報サービス HP  
( <http://www.gesukeiyaku.metro.tokyo.jp/OpenBidOut/MF001.do> )
  
- ◎ 東京都の仕様書、監督基準、検査基準、工事成績評定要綱
  - ・ 仕様書などの図書 東京都弘済会 HP  
( <http://www.tokyoto-kosaikai.or.jp/cgi-bin/form/form1.cgi> )
  - ・ 検査基準 東京都財務局 HP (入札情報サービス：契約制度関係)  
( <http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/indexPbi.jsp> )
  - ・ 成績評定要綱 東京都財務局 HP  
(<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/seisekihyoutei/mokuji18.4.htm> )

4. プロポーザル方式の事例

評価項目	評価指標	配点
1. 会社の業務経歴	1) 過去5ヶ年の同種業務の実績	3
	2) 専門分野別の保有技術者数及び有資格技術者の保有状況	3
2. 技術職員の経験及び能力		
1) 管理技術者	①過去5年間の同種業務の経験	2
	②契約金額500万円以上の手持ち業務の件数	2
	③過去2年間に担当した業務成績の平均点	6
	④その他評価すべき事項	2
2) 照査技術者	①資格及び専門分野等の適切性	2
	②過去5年間の同種業務の経験	2
	③過去2年間に担当した業務の業務成績の平均点	6
3) 担当技術者	①過去5年間の同種業務の経験	2
	②契約金額500万円以上の手持ち業務の件数	2
	③過去2年間に担当した業務成績の平均点	6
	④その他評価すべき事項	2
3. 業務実施方針及び手法	1) 業務説明書等の理解度	10
	2) 実施方針の妥当性 (業務内容に応じて審査項目を適宜設定)	10
	3) 提案の的確性・独創性・実現性 (業務内容に応じて審査項目を適宜設定)	10
	4) 工程計画及び動員計画の妥当性	10

工事名	浄化センター実施設計業務委託	
工事内容	基本設計（汚泥処理） 一式	
評価項目	評価指標	配点
1. 業務内容の把握と着目点		4
2. 業務実施方針	①業務方針	8
	②実施体制の選定理由	
	③審査及び照査の方針	
	④成果品の編集方針	
3. 技術的提案をその解説	①有効な汚泥処理方法について	8
	②汚泥処理施設の配置及び建設計画について	
	③環境・周辺地域条件について	
	④その他	
4. 工程及び動員計画		6

工事名	下水道地震対策計画策定に係る計画設計業務委託	
工事内容	地震対策中長期計画の策定	
評価項目	評価指標	配点
1. 業務内容の把握と着目点		4
2. 業務実施方針	①業務方針	8
	②実施体制の選定理由	
	③審査及び照査の方針	
	④成果品の編集方針	
3. 技術的提案をその解説	①流域関連公共下水道との連携について	8
	②処理区同士や近隣公共下水道とのネットワークについて	
	③耐震診断の有無による被害予測について	
	④その他	
4. 工程及び動員計画		6

工事名	処理場工事の場内整備基本設計	
工事内容	計画書、報告書の作成	
評価項目	評価指標	配点
1 予定技術者の経歴及び業務実施能力		
管理技術者	資格及びその専門分野の内容、過去5年間の同種または類似業務の実績、業務の繁忙度	15
担当技術者	資格及びその専門分野の内容、過去5年間の同種または類似業務の実績、担当技術者の重点的複数従事体制	15
2. 業務実施方針及び手法		
業務内容及び提案方針	業務の理解度	10
	業務実施方針の妥当性	10
	提案方針の的確性、実現性	20
	提案方針の独創性	20
3. 業務実績（会社）	過去5年間の同種又は類似業務の実績	10

工事名	下水道施設・設備アセットマネジメント計画検討業務	
評価項目	評価指標	配点
提案内容評価	下水道の施設・設備の維持管理状況の把握	100
	幹線管渠・施設・設備等の現状及び将来の健全度評価、劣化予測及び最適予算配分	
	下水道全体のアセットマネジメントの横断的ガイドライン立案	
技術者評価	専門技術力、コミュニケーション力、及び取組姿勢	50

工事名	浸水対策基本設計業務委託		
工事内容	基本設計 下水道総合浸水対策計画の策定 コスト縮減策		
	評価項目	評価指標	配点
	予定技術者の経験及び能力		
	管理技術者	資格要件、専門技術力、専任性	20
	担当技術者	資格要件、専門技術力、専任性	20
	照査技術者	資格要件、専門技術力	10
	実施方針・実施フロー	業務理解度、実施手順の妥当性、業務量把握の適切性	30
	特定テーマに対する技術提案①	的確性、実現性、独創性	20
	特定テーマに対する技術提案②	的確性、実現性、独創性	20
	特定テーマに対する技術提案③	的確性、実現性、独創性	20

工事名	流域別下水道整備総合計画作成業務		
工事内容	汚濁源別データ把握及びブロック別データ把握分析 市町村別人口、工業出荷額、家畜頭数等の将来予測 河川汚濁解析及び協議資料作成 予測した将来フレームに対応する、最適な下水道整備計画を策定する（計画汚水量、計画放流水質の算定等） COD、窒素、リンを削減するための下水道整備計画を策定する（発生負荷量、排出負荷量、湾流入負荷量の算定） 概算事業費、B/Cの算定、事業実施順位の策定		
	評価項目	評価指標	配点
	技術者評価		
	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	10
	専門技術力	過去10年間の同種又は類似業務の内容	10
		当該部門従事期間	10
		技術者表彰、業務表彰経験の有無	10
	情報収集力	地域精通度	10
	専任制		10
	技術者評価		
	専門技術力	専門技術力の確認	10
	取組姿勢	業務への取組意欲	20
	コミュニケーション力	質問に対する応答性	20

工事名	流域別下水道整備総合計画策定業務	
工事内容	① 汚濁負荷量と汚濁解析 ｱ) 発生負荷量の現状と見通し（家畜、観光汚水、面源汚濁負荷） ｲ) 汚濁解析の基礎的事項 ｳ) 汚濁解析 ｴ) 汚濁負荷削減計画 ② 下水道計画 ｱ) 下水道施設の配置 ｲ) 計画下水量の算定 ｳ) 事業実施順位 ③ 計画策定方針及び見積	
評価項目	評価指標	配点
予定技術者の経験及び能力		
管理技術者	技術者資格、その専門分野の内容	5
	過去10年間に完了した同種又は類似業務の実績の内容	5
	当該部門従事機関	5
担当技術者	技術者資格、その専門分野の内容	5
	過去10年間に完了した同種又は類似業務の実績の内容	5
	当該部門従事機関	5
照査技術者	技術者資格、その専門分野の内容	5
実施方針・実施フロー 工程表・その他	業務理解度、実施手順（相対評価）	10
ヒヤリング	専門技術力	5
	取組姿勢	5
	コミュニケーション力	5
業務に対する技術提案	確実性	30
	実現性	15
	独創性	15
見積（業務コストの妥当性）	策定業務全体についての妥当性	40
	当該年度対象業務についての妥当性	40



工事名	下水道事業管きょ布設工事の設計業務委託	
工事内容	工事延長：1305m 管径：φ600～700mm シールド及び推進等の管きょ布設工法の選定を含む実施設計	
評価項目	評価指標	配点
1 予定技術者の経歴及び業務実施能力		
管理技術者	資格及びその専門分野の内容、過去3年間の同種業務実績の内容、手持ち業務の状況	25
担当技術者	資格及びその専門分野の内容、過去3年間の同種業務実績の内容、手持ち業務の状況	25
2. 業務実施方針の妥当性	設計意図の理解度	25
	設計上の配慮事項の的確性	25

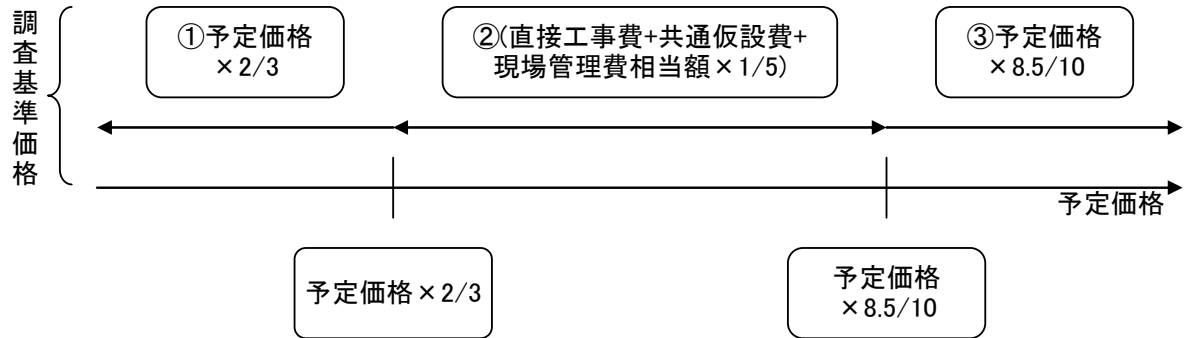
工事名	浄化センター実施設計業務委託	
工事内容	基本設計一式（水処理施設、汚泥処理施設 日最大汚水量12,650m <sup>3</sup> /日） 詳細設計一式（水処理施設、汚泥処理施設 日最大汚水量3,200m <sup>3</sup> /日） 地質調査一式	
評価項目	評価指標	配点
業務説明書の理解度		10
実施方針の妥当性		10
提案の的確性／独創性／実現性	ライフサイクルコストの縮減策についての提案	10
	段階的建設計画について	
	純酸素による循環式硝化脱窒法について	
	紫外線消毒について	
工程計画及び動員計画の妥当性		10

工事名	汚泥再利用設備 基本設計業務	
評価項目	評価指標	配点
提案内容評価	下水道処理（汚泥系）・汚泥の再利用についての最新技術の動向調査	100
	浄化センターにおける下水処理（汚泥系）・汚泥再利用についての対応可能案の抽出	
	実現可能とする導入設備の最適案の抽出、運営形態検討及び実施計画の策定	
	専門技術力、コミュニケーション力、及び取組姿勢	
技術者評価		50

5. ダンピング防止対策の事例

5-1 調査基準価格の設定例

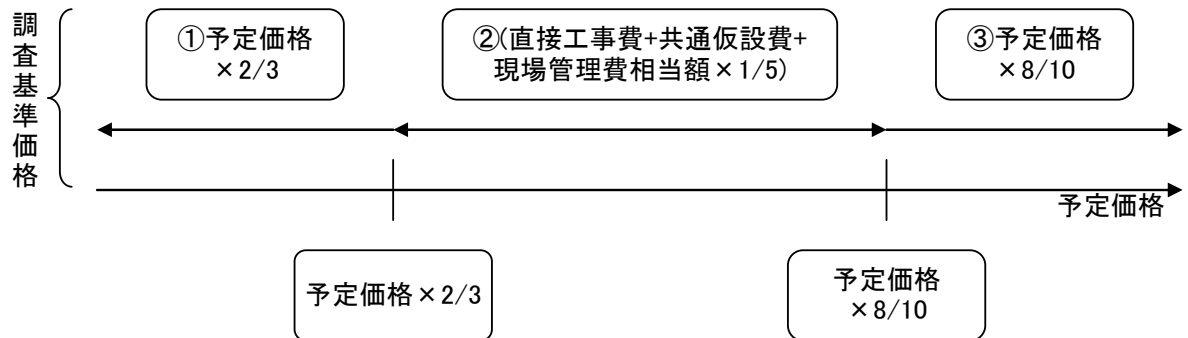
1



- ※1 ②<①の場合 : 調査基準価格=①
- ※2 ②>③の場合 : 調査基準価格=③
- ※3 契約当事者が必要と認める特別な契約の場合は、【予定価格×2/3】から【予定価格×8.5/10】の範囲で契約当事者の定める割合を予定価格に乗じて得た額

2

◎設計金額: 1億円以上



- ※1 ②<①の場合 : 調査基準価格=①
- ※2 ②>③の場合 : 調査基準価格=③
- ※3 必要があると認めるときは、割合を2/3から8/10の範囲内で定めることができる。

3

◎予定価格: 2億円以上

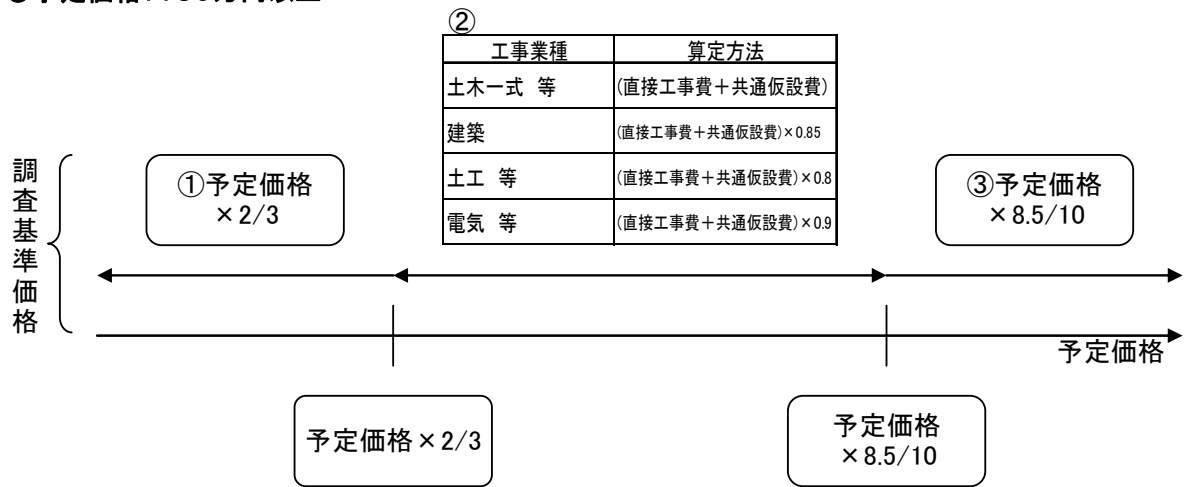
設計価格に75/100を乗じた額

◎予定価格: 100万円を超え2億円未満

設計価格に77.5/100を乗じた額

4

◎予定価格: 130万円以上



- ※1 ② < ①の場合 : 調査基準価格 = ①
- ※2 ② > ③の場合 : 調査基準価格 = ③

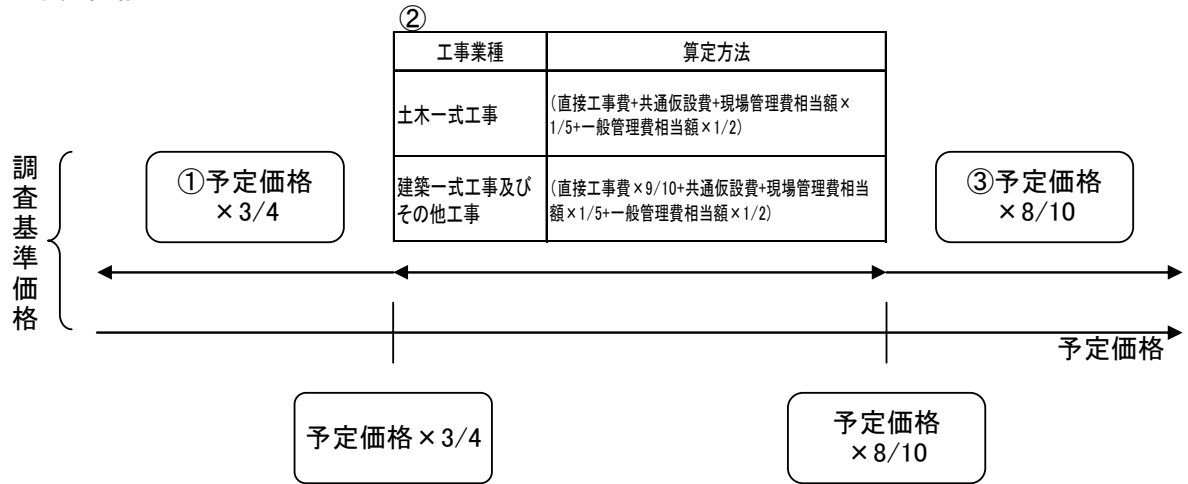
5

◎予定価格: 1億円以上

- ・直接工事費 : 各工種が設計金額の80%以上
- ・共通仮設費 : 各構成費目が設計額の70%以上
- ・現場管理費 : 設計額の40%以上
- ・一般管理費 : 設計額の30%以上

6

◎予定価格:1000万円以上



- ※1 ②<①の場合 : 調査基準価格=①  
 ※2 ②>③の場合 : 調査基準価格=③

7

予定価格 × 2/3

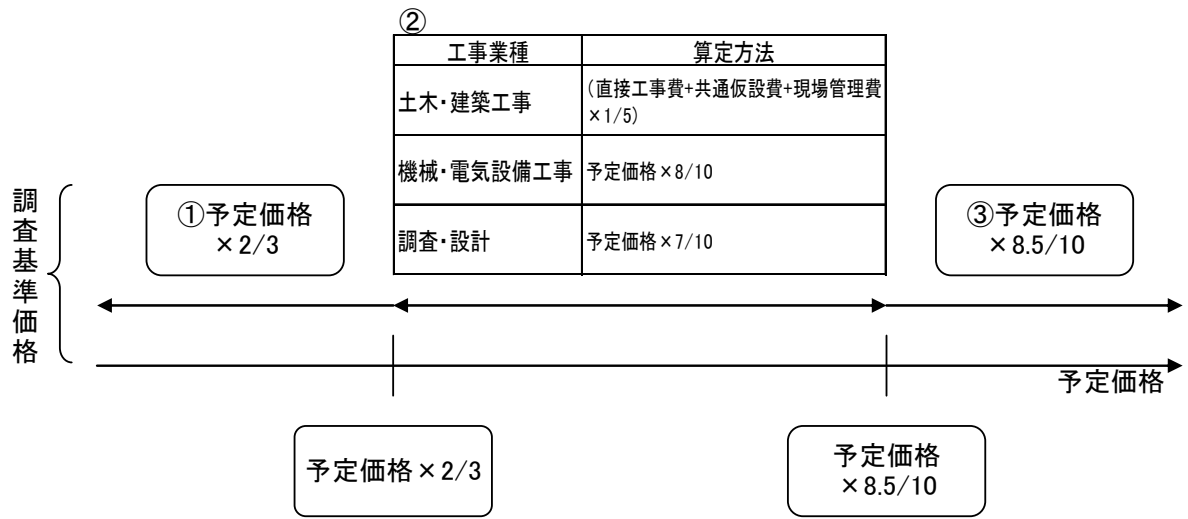
8

・設計積上計上分工事費の75%  
 ・設計率計上分工事費の35%

9

◎予定価格:1億5千万円以上

予定価格 × 8/10  
 (建築工事のみ8.5/10)



- ※1 ②<①の場合 : 調査基準価格=①  
 ※2 ②>③の場合 : 調査基準価格=③

## 5-2 失格基準の設定例

1

- ・直接工事費 : 土木系工事は設計額の70%、建築系工事は設計額の65%
- ・共通仮設費 : 土木系工事は設計額の60%、建築系工事は設計額の55%
- ・現場管理費 : 土木系工事は設計額の30%、建築系工事は設計額の50%
- ・一般管理費等 : 設計額の30%

2

◎予定価格:4000万円以上

- ・(入札価格) < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9
- ・(入札価格における純工事費)<sup>※</sup> < (設計上の純工事費) × 0.75

※入札時に提出される見積内訳明細書に基づき算出

3

- ・直接工事費 × 9/10 + 共通仮設費 × 8/10 + 現場管理費相当額 × 2/10

4

◎請負に付する額:1億円以上

- ・直接工事費 : 応札額平均<sup>※</sup>または設計金額のいずれか低い額の75%  
(機械設備、電気設備工事は65%)
- ・共通仮設費 : 応札額平均<sup>※</sup>または設計金額のいずれか低い額の60%
- ・現場管理費 : 応札額平均<sup>※</sup>または設計応札額平均または設計金額のいずれか低い額の50%
- ・一般管理費 : 応札額平均<sup>※</sup>または設計応札額平均または設計金額のいずれか低い額の30%

※応札額平均とは、当該入札における応札者全員の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費毎の平均額

5

- ・直接工事費 : 設計額の75%、建築工事は、90%
- ・共通仮設費 : 設計額の60%
- ・現場管理費 : 設計額の40%
- ・一般管理費 : 設計額の30%
- ・(入札書記載金額) < {直接工事費 × 9.5/10(建築工事は9/10) + 共通仮設費 × 9/10 + 現場管理費相当額 × 2/10}

6

- ・直接工事費 : 設計額の70%
- ・共通仮設費 : 設計額の45%
- ・現場管理費 : 設計額の45%
- ・一般管理費 : 設計額の45%

7

◎予定価格: 2億円以上(建築工事は3億円以上)

工事業種	失格基準
土木工事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(直接工事費 + 共通仮設費)が設計額の75%</li> <li>・(現場管理費 + 一般管理費等)が設計額の30%</li> </ul>
機械・電気設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(機器費 + 直接工事費 + 設計技術費 + 共通仮設費)が設計額の75%</li> <li>・(現場管理費 + 据付間接費 + 一般管理費等)が設計額の30%</li> </ul>
建築工事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(直接工事費 + 共通仮設費)が設計額の70%</li> <li>・(現場管理費 + 一般管理費等)が設計額の30%</li> </ul>

8

◎予定価格:1億円以上

・直接工事費	: 設計額の70%
・共通仮設費	: 設計額の70%
・現場管理費	: 設計額の40%
・一般管理費	: 設計額の30%

9

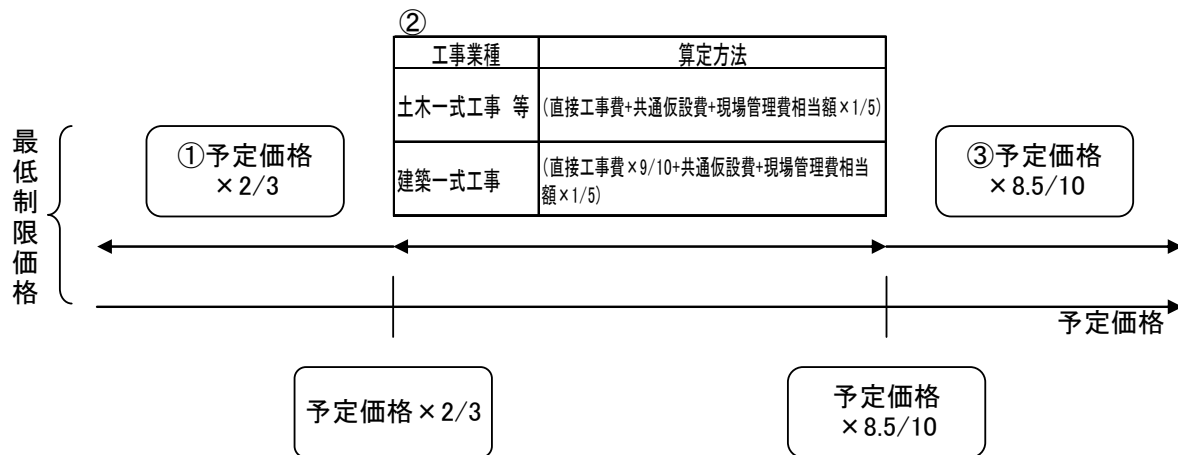
工事業種	特別重点調査基準
土木・建築工事	・直接工事費 : 設計額の75% ・共通仮設費 : 設計額の70% ・現場管理費 : 設計額の60% ・一般管理費等 : 設計額の30%
機械・電気設備工事	・機器費 : 設計額の75% ・直接工事費 : 設計額の75% ・設計技術費 : 設計額の75% ・間接工事費 : 設計額の65% ・一般管理費等 : 設計額の30%



### 5-3 最低制限価格の設定例

1

◎請負に付する額：1000万円以上1億円未満



- ※1 ②<①の場合：最低制限価格=①
- ※2 ②>③の場合：最低制限価格=③
- ※3 特別なものについては、2/3から8.5/10の範囲内で適宜の割合とする。

2

◎設計金額：250万円以上24億1千万円未満

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{最低制限価格率}(\%)^{**}$$

※最低制限価格率(%)

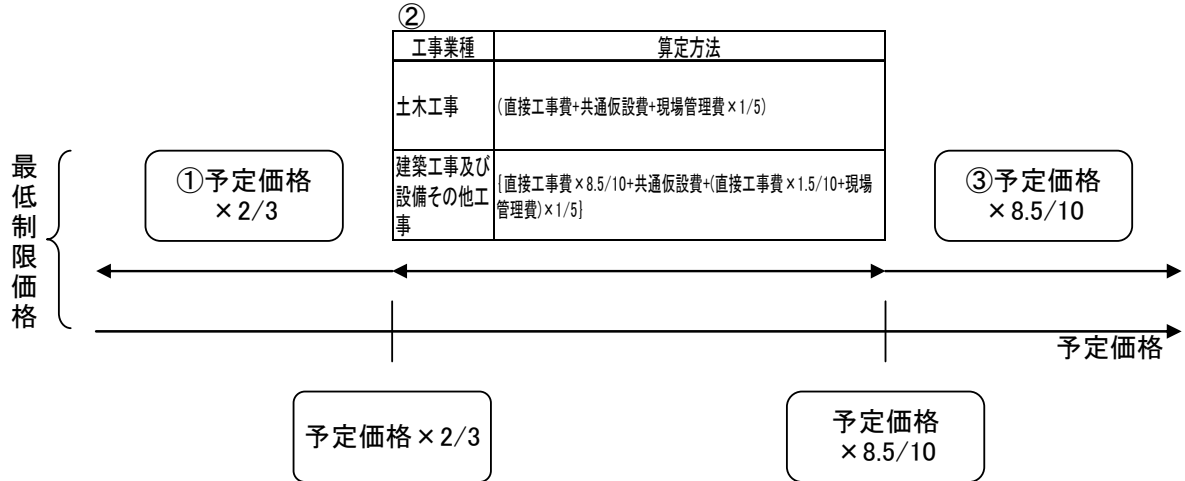
工事業種	最低制限価格率(%)
土木工事等	{直接工事費×(1.00~0.97)+共通仮設費(積上分)×1.00+共通仮設費(率分)×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費等×0.1}/工事価格×100
建築工事等	{直接工事費×0.94+共通仮設費(積上分)×1.00+共通仮設費(率分)×0.7+現場管理費×0.8+一般管理費等×0.1}/工事価格×100
水道工事等	{直接工事費×0.99+共通仮設費(積上分)×1.00+共通仮設費(率分)×0.7+現場管理費×0.6+一般管理費等×0.1}/工事価格×100

3

入札金額の低い方から6割の札の平均額を基準として、平均額に90%を乗じた額

4

◎予定価格：2000万円以上



- ※1 ②<①の場合：最低制限価格=①
- ※2 ②>③の場合：最低制限価格=③
- ※3 特別な工事については、8.5/10から2/3までの範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額。

5

設計金額の70%(設計等委託契約においては、設計金額の66%)

6

工事業種	算定方法
土木一式工事 等	予定価格の80%
建築一式工事 等	予定価格の85%

6. 関連団体とのヒアリング

	A 協会	B 協会	C 協会	D 協会
低入札の理由について	<p>○仕事量全体が減り過当競争となっている (適正な入札価格では受注できない)</p> <p>○主な理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 技術職員の余剰</li> <li>2) 資機材の活用</li> <li>3) 施工技術の継承</li> <li>4) 施工実績づくり (継続した実績の保有が入札参加の必須条件)</li> <li>5) コストダウンの試行 (この価格でできる仕組みの開発)</li> </ol>	<p>○公共事業の削減(市場規模の縮小)とコスト競争が激化</p> <p>○受注量の確保</p> <p>○主たる理由</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 人件費や固定資産など固定的経費にかかる費用を最低限回収。</li> <li>2) 経営事項審査評点を維持するため年間工事高を確保。</li> </ol> <p>○周辺状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な施工能力や積算能力に欠ける者でも、容易に入札参加が可能となった。</li> </ul> <p>(入札参加資格要件が緩和された) (予定価格の事前公表が進んだ)</p>	<p>○個別企業の経営判断であり、一括して述べることは難しい。</p>	<p>○事業量減少による受注量の確保</p> <p>○今後の技術競争時代における同種同業の実績確保</p> <p>○本来は随意契約が望ましい技術的継続性の物件の確保 (価格競争への対応)</p> <p>○仕様書の表現が不十分、業務発注の一式計上による作業量の見込み違い</p> <p>○企業の永続性を考慮すると低価格では不可能。延命という視点で応札しているのではないか。</p>
総合評価方式における評価項目及び評価基準の提案	<p>① 技術提案加算点は、加算点のウェイトが小さいと価格に相当影響されるため、更にできるだけ高く設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術力勝負が出来ない企業の低入札を抑止する施策として減点式があってもよい。</li> <li>・技術的アピール、取り組み姿勢等の減点は可能ではないか。</li> </ul> <p>② 定性的な加算評価項目について、評価段階が粗く差がつかない。入札応募者の相対比較等により、加算点に差が付くような措置を設ける。</p> <p>③ 評価項目および評価基準を統一し、適正に評価できるシステムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目、評価基準が曖昧。</li> </ul> <p>④ 非開削(推進)工事は都市部での工事が多く、しかも道路下であり、技術的な工夫の余地が大きい分野。 よって簡易型より標準型による発注方式を採用するか、簡易型方式の場合でも「社会的要請に関する事項」を評価項目に取り入れる。「社会的要請に関する事項」の例は次の通り。</p> <p>A「環境の維持」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴う騒音、振動、工事排水(SS、PH)の抑制</li> <li>・悪臭の抑制(想定される場合)</li> </ul> <p>B「交通への影響」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期短縮(車線規制日数の短縮)</li> <li>・周辺交通への影響回避</li> </ul> <p>C「省資源対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生する建設汚泥の低減</li> </ul> <p>⑤提案内容が広範囲とし応募者の特徴が出やすいように、施工計画、特に施工方法など定性的な技術評価のポイントを高める。</p> <p>⑥技術能力評価に「推進工事技士」資格の有無を取り入れる。 (「一級土木施工管理技士」と同レベルの資格要件扱い)</p>	<p>○ 工事の難易度を反映した評価基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント設備は技術的難易度の幅が広い</li> <li>・増設/改築など工事の性格により難易度が変化する</li> <li>・制御、運転操作、メンテなど既存システムの内容を把握していることを評価して欲しい</li> <li>→ 簡易型、標準型を細分化し5段階とする</li> <li>→ 評価項目の採用、技術点の配点に重み付け(差を付ける)</li> </ul> <p>○ 施工実績、配置予定技術者等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「簡易型」から「高度型」まで全ての技術評価点の項目に採用する。</li> </ul> <p>○ 配点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術評価点数の割合を大きくする。</li> </ul> <p>○ 算定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算方式を採用し、技術評価点が落札結果に反映されやすくする。</li> </ul> <p>○ 設備工事の発注者には総合評価方式の実施方法を浸透させる必要がある。</p>	<p>①総合評価方式における評価項目と点数配分の適正化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工事の本質に係わる適切な評価項目の設定、定量的評価に加えて定性的評価の導入</li> <li>2) 価格評価点と技術評価点の適切な割合の配合の設定、特に技術評価点の割合の拡大</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案は無償であるが、かなりの費用が生じることに配慮して欲しい。</li> <li>・技術評価と価格評価のバランスの適正化、技術評価を相対評価とするなどの工夫が必要である。</li> </ul> <p>②その他</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地方公共団体における総合評価発注方式の拡大(特に下水道は総合評価方式の発注が遅れている)。</li> <li>2) 技術提案に係わる負担の軽減</li> </ol>	<p>直轄工事ではプロポーザル方式が根付いているが、下水道事業では難しいという判断があれば、品確法による総合評価方式の方が分かり易いのではないか。行くとすれば下記の通り。</p> <p>○加算方式の採用</p> <p>○技術評価の割合は80%以上 (技術評価の割合が50~60%程度では価格による評価の影響が大きい)</p> <p>○技術評価、価格評価とも最高点数は満点となるようにする。 (価格評価は最低価格を付けた会社が満点となるが技術評価は満点とはならない場合が多い) (価格評価による影響が大)</p>
プロポーザル方式における評価項目及び評価基準の提案				<p>○参加企業の基本的技術力審査の実施は必須</p> <p>○次の場合、価格については随意契約を基本。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価型プロポーザル方式の評価項目</li> <li>・企業の実績、技術者の実績、資格</li> <li>・提案技術内容</li> <li>・プレゼンテーション技術</li> <li>・技術者評価型プロポーザル方式</li> <li>・企業の実績、技術者の実績、資格</li> <li>・管理技術者へのヒアリング</li> </ul>
低入札対策について	<p>○概ね「緊急公共工品質確保対策」に記述されるもので評価できる。</p> <p>○最低制限価格を事後公表することはアンフェア。事前公表は積算能力のない企業がこの価格に集中する。適正な企業のみ整理されるまで最低制限価格は公表すべきではない。</p>	<p>○ 調査基準価格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省の標準的な調査基準価格の設定方法では、機器費が含まれないため著しく低い値となる。</li> <li>→ 機器費、据付間接費等所要の経費を算定対象に加えること。</li> </ul> <p>○ 失格基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積算内訳である費目別金額にかかる審査などによる失格基準を定める。</li> <li>・不適格業者との契約を行わない。</li> </ul> <p>○ 最低制限価格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限価格制度を採用する場合は、予定金額を事前公表しない。</li> </ul> <p>○ 低入札価格調査制度と最低制限価格の併用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格を導入する場合でも一定金額以下については自動的に失格とする。(最低制限価格併用型制度の導入)</li> </ul> <p>○ 予定価格の事前公表をしない方が適正な積算、競争性の確保ができる。</p>	<p>○ 会員に国土交通省による緊急対策の趣旨を踏まえた公正かつ適正な受注活動の徹底を図る。</p> <p>○ 明らかに赤字で構造物の品質が確保できるとは思えない安値で応札したものについて、厳しい評価となるような即効性ある対策の導入。(失格基準の設定)</p> <p>○ 技術評価点を高めて欲しい。</p>	<p>(1) 低入札の調査を行う価格は、予定価格の75%未満とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸経費率が直接人件費の50%以下で技術料が50%以下に直接経費を8%見込んで75% → (1+0.6(120%の半分)) × 1.1(20%の半分) / 2.64+0.08=0.75</li> <li>・失格基準は金額でなく以下の項目とする。</li> <li>・中長期的経営健全度</li> <li>・テクリス活用による担当技術者の繁忙度</li> <li>・同種、同業の実績</li> </ul> <p>(2) 低入札価格調査制度を活用し、最低制限価格は設けない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設定すればその付近の応札が増える。</li> <li>・予定価格の正当性を疑われることになりかねない。</li> </ul>
その他	<p>○ 工事完了後のコリンズ登録等を整理し、一次下請での施工実績を認めるようにしてもらいたい。</p> <p>下請け作業となる推進工事の具体的な施工内容を記述していないことが多い。</p> <p>実績として適正に評価されないおそれがある。</p> <p>○ 施工管理能力がない(≒積算能力がない)企業の排除を検討するべき。</p> <p>(人を雇用する正当な企業は低入札できないはず) (推進工事のような小規模工事にも配慮すべき)</p> <p>○ 低入札が増えると技術開発のみでなく、職員の育成に投資ができない。公的評価基準である「技術審査証明」の継続すら困難である。</p>	<p>○ 総合評価制度の積極的な導入</p> <p>○ 随意契約制度の柔軟な活用 (地域特性を考慮した提案、システム全体を評価した提案などは随意契約)</p> <p>○ 予定価格、及び最低制限価格の事前非公表</p> <p>○ 契約図書における施工条件の明示の徹底</p> <p>○ 施工中に生じた変更事項に係る契約変更の確実な実施</p> <p>○ 設備は設計図から製作図を起こすため、設計能力、制作面の審査を加えるべき。</p> <p>○ 新しい機器の実績を作りたいときは、価格を抑えることもある。</p> <p>○ 管理技術者の資格要件、現場と工場との分離等、工事内容により柔軟に考えて欲しい。</p> <p>○ 自治体には積算能力のない企業の見積りを精査することのできる能力が必要。</p>	<p>(1) コンプライアンスの徹底を図っており、その一環として4月に「改革姿勢と提言-」を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年にわたる工事の適正な執行 (債務負担行為や随意契約ガイドラインの活用)</li> <li>・設計段階等における施工技術の適切な反映 (設計施工分離での施工計画付き発注の導入) (設計施工一括方式の拡大)</li> <li>(建設コンサルタントとの異業種JVの導入)</li> <li>・JVによる事業実施方式の適正な運用 (単体とJVによる混合入札の拡大)</li> </ul> <p>(2) 下水道工事の円滑な施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三者協議会(発注者、設計者、施工者)の設置拡大と運営の改善 (三者協議会の一層の普及と協議内容の充実) (三者協議会には責任ある立場の者が出席等)</li> </ul>	<p>○ 必要な行政サービス(業務)については、適正な対価を払い民間活力を活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札工事の重点監理も可能</li> <li>・アセットマネジメント、予算計画を伴う計画等も可能</li> </ul> <p>○ 技術力の判断に苦慮する発注者に対し「品確法」にある「発注者支援」の仕組みの早期実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルタント業務発注の透明性確保</li> <li>・工事発注の任はコンサルタントが適任</li> </ul> <p>○ 事前資格審査(PQ)による選別が必要 (業務内容を明確にし技術的に実施可能な企業を選定する仕組みが必要)</p> <p>○ 積算の公平性を保つため、事前公表は廃止し、事後公表とする</p> <p>○ 低入札価格調査制度の厳格な運用</p> <p>○ 技術者の技能評価の基準の明確化、受託者へのフィードバックが必要。</p>